

第7期 斜里町障がい者計画・斜里町障がい福祉計画

第3期 斜里町障がい児福祉計画



令和6年3月

斜里町



# 目 次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の基本的な考え方	
5 計画の策定体制	
<b>第2章 第6期計画の主たる目標達成状況・進捗状況と評価</b> .....	6
1 第6期計画目標値・実績と各種サービスの進捗状況	
<b>第3章 斜里町の現状と評価</b> .....	10
1 人口・世帯状況等の推移	
2 障害者手帳所持者数の推移	
3 身体障害者手帳所持者にみる状況	
4 療育手帳所持者の状況	
5 発達障がい児・者の状況	
6 高次脳機能障がいの状況	
7 障がい者サービス利用者数の推移	
8 権利擁護	
<b>第4章 障がい者計画</b> .....	18
1 自立支援協議会の活性化	
2 啓発・広報・情報	
3 教育・育成	
4 保健	
5 雇用・就労	
6 相談体制の整備	
7 権利擁護	
8 生活環境	
9 防災・防犯対策	
<b>第5章 障がい福祉計画</b> .....	25
1 第7期障がい福祉計画における目標値	
2 各種サービスの目標値及びサービス見込み量	
3 地域生活支援事業（目標値及びサービス見込み量）	
<b>第6章 障がい児福祉計画</b> .....	41
1 第3期障がい児福祉計画における目標値	
2 サービス等の見込み量及びその確保策	
<b>第7章 計画の推進体制</b> .....	45
1 制度の周知	
2 関係機関等との連携	
3 計画の進行管理	
<b>資料1 斜里町地域自立支援協議会要綱</b> .....	47
<b>資料2 斜里町の障がい者福祉施策</b> .....	49
<b>資料3 用語解説</b> .....	51
<b>資料4 斜里町地域自立支援協議会委員名簿</b> .....	64
<b>資料5 北海道のガイドライン（「障害」のひらがな表記）</b> .....	65
<b>資料6 アンケート</b> .....	66
<b>資料7 斜里町内障がい福祉関連事業所一覧</b> .....	94
<b>資料8 諮問書</b> .....	95
<b>資料9 答申書</b> .....	96



〈はじめに〉

斜里町では、令和5年度に「第7次斜里町総合計画」を策定し、基本理念を「みどりと人間の調和を求めて」として、自治基本条例で示された町民が主役になるという目的を追求すべく、「みんなで一緒にとりくむ、持続可能なまちづくり」をめざしているところです。

少子高齢化や人口減少社会の到来など、近年の社会経済情勢は急激に変化しており、さらに、障がいのある人の高齢化や住まいなど、新たに対処すべき問題も起きています。

障がい者施策に関しましては、障害者差別解消法（平成28年4月）、発達障害者支援法の改正（平成28年8月）の施行、平成30年に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正があり、地域包括ケアシステムの構築などの施策が展開されました。また、障害者雇用促進法の改正（令和元年6月）、障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年5月）の施行により、地域における共生社会の実現に向けた整備が進められています。

斜里町におきましても、地域生活への移行促進などの課題に対応するため、平成19年3月に「斜里町障害福祉計画」に始まり、以降3年おきに計画を改定し、令和3年3月に第6期計画としまして「斜里町障がい者計画・障がい福祉計画」及び「第2期斜里町障がい児福祉計画」を策定しました。

今回、計画期間が令和5年度で終了となることから、第7期計画としまして「斜里町障がい者計画・斜里町障がい福祉計画」と合わせて「第3期斜里町障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたりましては、「地域共生社会の実現」のほかに「地域生活への移行、地域生活の継続の支援」、「発達障害者等支援の一層の充実」、「障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進」などを計画の基本として、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をめざすことといたしました。

また、計画の推進にあたりましては、地域の実情に応じた体制整備を協議する場として設置されている地域自立支援協議会の活動を促進するとともに、町民の皆さんをはじめ各種団体がそれぞれの役割を担い、共に実行することが重要だと考えております。

今後の計画推進に向けまして、町民の皆さんの尚一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、地域自立支援協議会委員の皆さんに多くの貴重なご意見やご提言をいただいたことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。

令和6年3月

斜里町長 山内 浩 彰

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

#### (1) 計画策定の背景と目的

我が国の障がい保健福祉施策においては、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が障がいの有無に分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して制度を整備してきました。

近年、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を定めた障害者差別解消法の施行（平成28年4月）や、障害者雇用促進法の改正（令和元年6月）、障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行（令和4年5月）など、地域における共生社会の実現にむけた制度の整備が進められています。

また、平成30年度から施行された障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障がい児福祉計画の策定が義務づけられたこと等を踏まえ、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）が見直しされ、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定方針が示されました。

これにより、障がい者等のサービス提供体制を計画的に整備し、また、障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援の提供体制を計画的に整備し、支援の円滑な実施を確保するための仕組みを導入しました。

今回の計画は、この間の障がい関係諸法の改正及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標を設定し、障害福祉サービス、相談支援事業、地域生活支援事業、障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とします。

斜里町においては、障害者総合支援法に基づき、「斜里町障がい福祉計画」を、3年おきに計画を改定して、障害福祉サービスの充実を図ってきたところです。

斜里町における今後の必要な障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供できるように、「第7期斜里町障がい者計画・斜里町障がい福祉計画・第3期斜里町障がい児福祉計画（令和6年度～8年度）」を一本化して策定し、障がい者施策の一層の推進を図ります。

## 第1章 計画の概要

### (2) 国における「基本指針」の主な改正内容

令和5年5月の基本指針の主な改正内容は次のとおりであり、これらを踏まえて第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を策定することとされています。

#### ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

地域生活を希望する者が円滑に移行・継続支援できるようサービス提供体制の整備促進や、重度化・高齢化した障がい者等への支援の拡充、また、地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、ならびに、社会資源の活用及び関係機関との連携を含めた効果的な支援体制を整備推進し、障がい者の地域生活を支えることが定められています。

#### ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、差別や偏見なく地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）に対応した地域包括ケアシステムの構築をはじめ、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進等について定められています。

#### ③ 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の利用促進、産業・労働・福祉等の関係機関との連携による障がい者雇用全体についての取組、高齢障がい者のニーズに応じた体制整備や農福連携への更なる推進等について定められています。

#### ④ 地域共生社会の実現に向けた取組

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、「断らない相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域づくりに向けた支援」を包括的に実施する支援体制の構築推進等について定められています。

#### ⑤ 発達障がい者支援の一層の充実

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であり、各市町村において保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の構築と実施者の養成、また、発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行うために専門的な医療機関等を確保する重要性について定められています。

## 第1章 計画の概要

### ⑥ 障がい児支援の提供体制の計画的な構築

障がい児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、障害児通所支援等を身近な場所で提供できるような支援体制の整備、障害児入所施設からの18歳以降の移行調整の取組の推進、医療的ケア児等に対する支援体制の充実、聴覚障がい児への早期支援の推進拡充等について定められています。

### ⑦ 障害福祉サービスの質の確保に関すること

障害福祉サービス等が多様化するとともに、障がい者が真に必要とするサービスの提供を行うため、サービス事業者や自治体において障害者総合支援法の理解を深める取組や意思決定支援に関する研修等を通じて、適正なサービス提供ならびに障害福祉サービスの質の向上等について定められています。

### ⑧ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

円滑な情報の取得利用・意思疎通の推進のため、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ることが定められています。

### 【障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画】

「障がい者計画」は、障害者基本法に規定される障がい者施策に関する基本的な計画であり、障がい者施策の指針となるものです。また、「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に定める障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量のほか、これらのサービスに関連した地域移行や就労支援等の目標値を定めるものです。「障がい児福祉計画」は児童福祉法に定める、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するためのものです。

第7期計画の策定にあたり、第6期計画に引き続き、基本計画である「障がい者計画」と「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

計 画	斜里町障がい者計画	斜里町障がい福祉計画	斜里町障がい児福祉計画
根拠法律	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談体制</li> <li>・ 苦情解決</li> <li>・ 自立支援協議会</li> <li>・ 教育・育成等</li> <li>・ 権利擁護</li> <li>・ 生活環境</li> <li>・ 啓発・広報</li> </ul> など基本的なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス量</li> <li>・ 地域生活支援事業量</li> <li>・ 相談支援事業量を見込む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項</li> <li>・ 障害児通所支援及び相談支援の見込量</li> <li>・ 指定障害児入所施設の定員総数</li> </ul>

## 第1章 計画の概要

### 2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第9条第11項に基づく障がい者計画および障害者総合支援法第88条第1項に基づく障がい福祉計画並びに児童福祉法第30条の20に基づく障がい児福祉計画として策定します。

本計画は、当町における今後の障がい者施策の基本方向を示すとともに、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりおよびサービス等を確保するための方策などを示す実施計画として策定します。

また、「斜里町障がい者計画」「斜里町障がい福祉計画」「斜里町障がい児福祉計画」は、斜里町自治基本条例の精神に基づき、上位計画に当たる斜里町第7次総合計画をはじめ、斜里町子ども子育て支援事業計画、斜里町健康増進計画などの福祉・健康・教育分野の関連計画との整合を図りながら計画を策定します。また、今後見込まれる法令改正等には、随時対応していきます。

### 3 計画の期間

障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画は、3年を1期として作成することを基本としつつ、本計画より地域の実情に応じ柔軟な期間設定が可能となりましたが、計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

### 4 計画の基本的な考え方

#### (1) 基本理念

本計画は、「斜里町第7次総合計画」の基本目標「自分らしく健やかに暮らしつつけられるまち」とします。

#### (2) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的事項

##### ①障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

##### ②利用を希望する障がい者等への日中活動系サービスの充実

障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、相談支援の充実に図り、障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）及び難病患者等とし、障がいの種別に関わらず障害福祉サービスの充実に図ります。

## 第1章 計画の概要

③入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題への対応推進  
障がい者等の地域生活を支えるため、地域生活支援拠点の整備、サービス提供体制の整備促進等による支援の充実を図り、関係機関との連携や社会資源の活用等を通じて、地域包括ケアシステムを構築していきます。

④障がい児の発達支援や就労支援等の推進

幼少期から障がい児支援を利用することで、保育や教育等の支援を受けやすくし、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めます。また、障がい者就労等の支援により、雇用の場を拡大していきます。

⑤地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保を通じ、地域の実情に応じた包括的な支援体制の構築を進めます。

## 5 計画の策定体制

(1) 計画策定の機関

本計画は、斜里町地域自立支援協議会において審議し、それらの意見を踏まえた上で、計画を策定しました。

(2) 障がい者のニーズの把握と計画への反映

本計画の策定にあたって、当事者・家族のニーズを把握するため、これまでの障がい者に関わる基礎データや現在のサービス利用状況を分析するとともに、当事者・家族の方々にアンケート調査を実施しました。

(3) 国・北海道との連携

計画策定にあたっては、国・北海道の示す考えや方向性などと調整を図るため、適宜整合性を確保しつつ、策定作業を進めました。

### 『障害』 『障がい』 の表記について

「障害」の「害」という漢字に負の印象がある人もおりますが、現時点では「障害」に替わる定着した用語がありません。

このため、本計画では、北海道のガイドライン（巻末資料参照）に準じて、「障害」という用語が人の状態を表す場合には、原則「障がい」と表記することにします。ただし、他の機関・団体等の固有名詞を用いる場合や、法令等で使用されている場合などは、原則「障害」と表記します。

## 第2章 第6期計画の主たる目標達成状況・進捗状況と評価

### 1 第6期計画目標値・実績と各種サービスの進捗状況

#### (1) 介護給付・訓練等給付

##### ①訪問系サービス

【町内事業所：斜里町社会福祉協議会ヘルパーステーション】

訪問系サービス種別	第6期計画			第6期実績		
	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度 見込
1 居宅介護	7人	7人	7人	4人	4人	4人
	30時間	30時間	30時間	6時間	3時間	3時間
2 重度訪問介護	2人	2人	2人	2人	1人	1人
	500時間	500時間	500時間	314時間	102時間	150時間
3 同行援護	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	1時間	1時間	1時間	1時間	1時間	1時間
4 行動援護	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間	時間	0時間	0時間
5 重度障害者等包括支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

(単位:1月当たりの人数・時間)

居宅介護は利用が伸びませんでした。重度訪問介護は、ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者さんが利用されています。行動援護・重度障害者等包括支援は町内に対応事業所がなく、利用はありませんでした。

##### ②日中系サービス

【町内事業所：日の出学園、多機能型ワークセンター青葉、知床どんぐりの家、ひどり窓共同作業所、斜里デイサービスセンター、ワンステップ】

日中系サービス種別	第6期計画			第6期実績		
	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度 見込
1 療養介護	3人	3人	3人	3人	3人	3人
2 生活介護	51人	51人	51人	48人	45人	45人
	1,050人日	1,050人日	1,050人日	899人日	849人日	850人日
3 自立訓練 (機能訓練)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
4 自立訓練 (生活訓練)	0人	人	0人	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
5 宿泊型自立訓練	2人	2人	2人	1人	0人	0人
	60人日	60人日	60人日	14人日	0人日	0人日
6 就労移行支援	2人	2人	2人	1人	0人	0人
	46人日	46人日	46人日	13人日	0人日	0人日
7 就労継続支援(A型)	18人	18人	18人	17人	19人	19人
	230人日	230人日	230人日	276人日	356人日	360人日

## 第2章 第6期計画の主たる目標達成状況・進捗状況と評価

8	就労継続支援(B型)	30人	30人	30人	29人	33人	33人
		550人日	550人日	550人日	488人日	509人日	530人日
9	就労定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
10	短期入所(福祉型、医療型)	3人	3人	3人	5人	5人	3人
		15人日	15人日	15人日	15人日	18人日	9人日
合計		109人	109人	109人	104人	105人	103人
		1,951人日	1,951人日	1,951人日	1,705人日	1,732人日	1,749人日

(単位:1月当たりの人数 等)

就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所の利用者は微増している一方、生活介護の利用者は減少しています。宿泊型自立訓練と就労移行支援は町外事業所により、令和3年度に利用がありました。以降、利用はありませんでした。

### ③居住系サービス

【町内事業所：共同住居事業所ブーケ(フレンズ・みずなら・はるにれ)、日の出学園】

居住系サービス種別	第6期計画			第6期実績		
	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度見込
1 共同生活援助	29人	29人	29人	31人	36人	32人
2 施設入所支援	36人	36人	36人	32人	31人	30人
3 自立生活援助	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(単位:1月当たりの人数)

共同生活援助は町外施設への利用等で計画を上回りました。施設入所支援は入所者の高齢化に伴い減少傾向にあります。

### ④相談支援

【町内事業所：相談支援事業所ゆい、相談室ともに、子ども通園センター】

相談支援サービス種別	第6期計画			第6期実績		
	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度見込
1 計画相談支援	140人	140人	140人	148人	142人	145人
2 地域移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
3 地域定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
特定相談支援事業所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

(単位:年間人数)

計画相談支援は概ね計画通りの推移となっています。  
特定相談支援事業所数も維持できています。

## 第2章 第6期計画の主たる目標達成状況・進捗状況と評価

### (2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業 必須事業		第6期計画			第6期実績		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度 見込
1	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
2	自発的活動支援事業	検討	検討	実施	検討	検討	検討
3	相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
4	成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
5	成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
6	意思疎通支援事業 (手話通訳者等派遣等)	実施	実施	実施	実施	実施	実施
7	日常生活用具費給付等事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
8	手話奉仕員養成研修事業	検討	検討	実施	検討	検討	検討
9	移動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
10	地域活動支援センター事業	検討	検討	実施	検討	検討	検討

概ね計画通りに事業を実施できています。

実施に至らなかった事業については、各々課題もあることから関係団体と協議を進め取り組みを進めていきます。

## 第2章 第6期計画の主たる目標達成状況・進捗状況と評価

### (3) 障害児支援

【町内事業所：子ども通園センター、わたぼうし】

相談支援サービス種別	第6期計画			第6期実績		
	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度 見込
1 児童発達支援	20人	20人	20人	29人	23人	20人
2 医療型児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
3 放課後等デイサービス	7人	7人	7人	9人	12人	11人
4 保育所等訪問支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
5 居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(単位：1月当たりの人数)

概ね計画通りの利用となっています。

### (4) 施策の検証

各年度に、施策の進行管理状況を把握し、自立支援協議会で分析・評価の上、課題がある場合には、随時対応します。

障害福祉サービスの提供事業所には限りがあることから、町外サービスも含め、より具体的にサービスの充実を検討していきます。

## 第3章 斜里町の現状と評価

### 1 人口・世帯状況等の推移

・平成7年から令和5年までの間に、人口は、3,819人減、世帯数は、60世帯増になっており、高齢者世帯が増えています。高齢化率も増え続けて34%を超えました。人口ピラミッドは、支える年代が少なく、不安定な状態です。

#### (1) 世帯数と人口の推移

各年10月1日

年次	人口			世帯数 【戸】	一世帯 あたり人員 【人】
	【人】	男 【人】	女 【人】		
平成7年	14,634	7,235	7,399	5,450	2.69
平成12年	14,066	6,986	7,080	5,636	2.50
平成17年	13,431	6,707	6,724	5,703	2.36
平成22年	13,045	6,517	6,528	5,759	2.27
平成27年	12,231	6,113	6,118	5,547	2.20
令和2年	11,418	5,672	5,746	5,349	2.13
令和5年	10,815	5,313	5,502	5,510	1.97

※令和5年は住民基本台帳を参照

資料：国勢調査

#### (2) 年齢別人口構成

各年10月1日

年次	平成7年			平成27年			令和5年(※R2.8.1)		
	【人】	男 【人】	女 【人】	【人】	男 【人】	女 【人】	【人】	男 【人】	女 【人】
総人口	14,634	7,235	7,399	12,048	5,945	6,103	10,815	5,313	5,502
0~4歳	686	349	337	472	233	239	316	170	146
5~9歳	860	437	423	487	254	233	406	207	199
10~14歳	1,035	525	510	458	257	201	450	229	221
15~19歳	778	415	363	489	248	241	409	208	201
20~24歳	708	383	325	466	272	194	436	232	204
25~29歳	793	399	394	579	337	242	474	246	228
30~34歳	901	464	437	644	347	297	503	286	217
35~39歳	969	509	460	722	367	355	613	336	277
40~44歳	1,201	580	621	767	408	359	639	333	306
45~49歳	1,226	622	604	675	340	335	738	374	364
50~54歳	1,021	500	521	788	411	377	678	350	328
55~59歳	1,025	496	529	811	428	383	702	356	346
60~64歳	1,025	493	532	1,023	484	539	716	383	333
65~69歳	869	443	426	1,015	485	530	761	346	415
70~74歳	636	283	353	769	354	415	968	456	512
75~79歳	452	171	281	710	309	401	691	323	368
80~84歳	275	103	172	572	229	343	578	231	347
85~89歳	114	41	73	358	127	231	425	165	260
90~94歳	49	19	30	182	46	136	224	63	161
95~99歳	10	3	7	55	8	47	64	17	47
100歳以上	1	0	1	6	1	5	24	2	22

年齢区分別

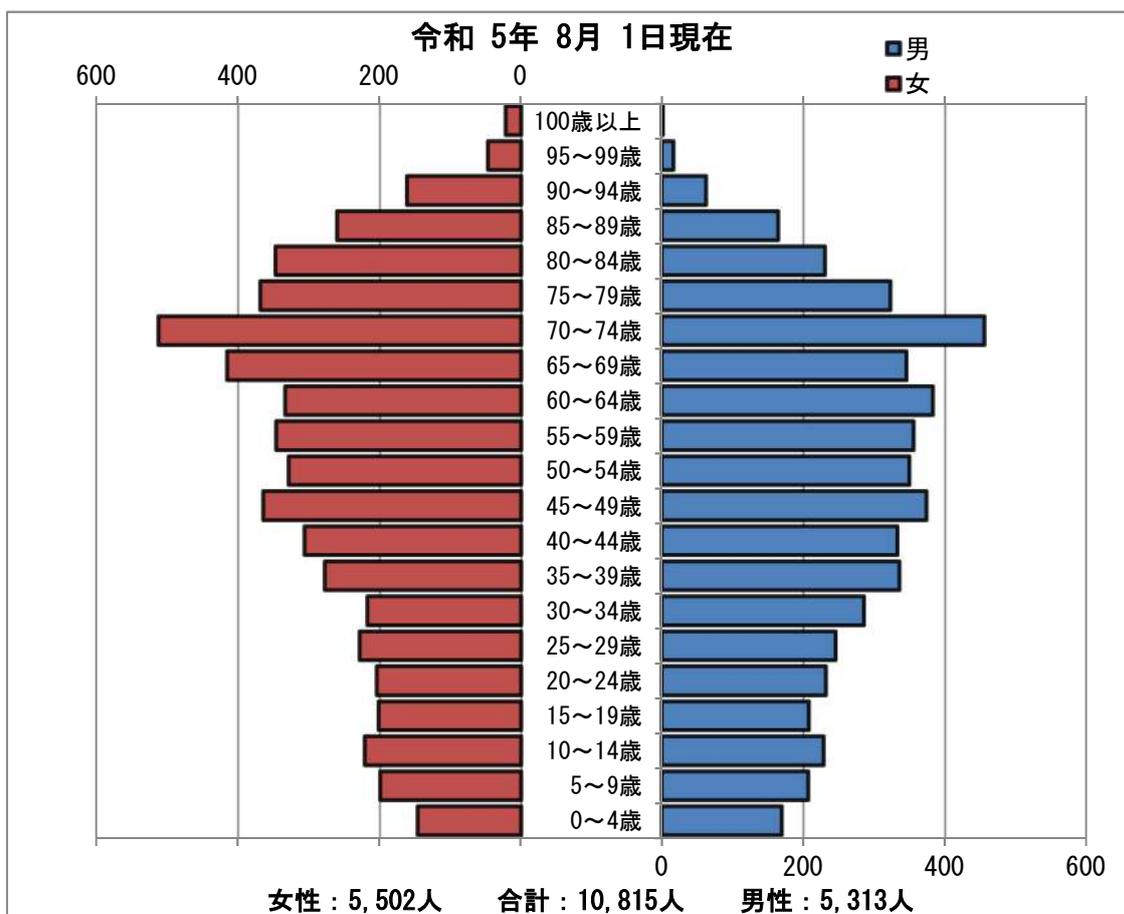
0~14歳	2,581	1,311	1,270	1,417	744	673	1,172	606	566
15~64歳	9,647	4,861	4,786	6,964	3,642	3,322	5,908	3,104	2,804
65歳以上	2,406	1,063	1,343	3,667	1,559	2,108	3,735	1,603	2,132

※令和5年は住民基本台帳を参照

資料：国勢調査

### 第3章 斜里町の現状と評価

#### (3) 人口構造図



## 2 障害者手帳所持者の推移

- ・身体障害者手帳所持者は平成30年度より100名程減少しています。療育手帳所持者はここ数年横ばいですが、精神保健福祉手帳所持者は増加しています。
- ・自立支援医療利用者については、180名前後を推移しています。

区分		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
身体障害者 手帳所持者数	18歳未満	2	3	2	2	2	2
	18歳以上～65歳未満	122	113	106	96	88	86
	65歳以上	407	392	392	374	359	351
	合計	531	508	500	472	449	439
療育手帳 所持者数	18歳未満	34	34	29	26	26	27
	18歳以上	112	110	118	115	117	117
	合計	146	144	147	141	143	144
精神保健福祉 手帳所持者数	20歳未満	0	0	0	0	1	1
	20歳以上	51	54	54	59	64	66
	合計	51	54	54	59	65	67
精神通院医療費公費負担 (自立支援医療)		185	158	173	178	184	180

### 3 身体障害者手帳所持者にみる状況

・ 65歳以上の方が、身体障害者手帳所持者の80%を占めています。

(1) 身体障害者手帳所持者数の等級別推移 (各年3月末現在 単位：人)

区分		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人数	割合								
1級	18歳未満	0	0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	18歳～64歳未満	32	22.2%	33	23.0%	29	21.6%	25	19.2%	26	20.0%
	65歳以上	112	77.8%	110	77.0%	105	78.4%	105	80.8%	104	80.0%
	合計	144		143		134		130		130	
2級	18歳未満	1	1.6%	1	1.7%	1	1.8%	1	2.1%	1	2.1%
	18歳～64歳未満	20	32.8%	17	29.3%	14	25.9%	13	27.6%	12	26.0%
	65歳以上	40	65.6%	40	69.0%	39	72.3%	33	70.3%	33	71.8%
	合計	61		58		54		47		46	
3級	18歳未満	0	0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	18歳～64歳未満	20	23.0%	16	19.0%	16	20.3%	12	16.4%	10	13.7%
	65歳以上	67	77.0%	68	81.0%	63	79.7%	61	83.6%	63	86.3%
	合計	87		84		79		73		73	
4級	18歳未満	0	0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	18歳～64歳未満	27	17.5%	28	17.8%	24	16.1%	26	17.9%	26	19.0%
	65歳以上	127	82.5%	129	82.2%	125	83.9%	119	82.1%	111	81.0%
	合計	154		157		149		145		137	
5級	18歳未満	1	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	18歳～64歳未満	9	29.0%	8	28.5%	9	33.3%	7	26.9%	7	26.9%
	65歳以上	21	67.8%	20	71.5%	18	66.7%	19	73.1%	19	73.1%
	合計	31		28		27		26		26	
6級	18歳未満	1	3.2%	1	3.3%	1	3.4%	1	3.6%	1	3.7%
	18歳～64歳未満	5	16.1%	4	13.3%	4	13.8%	5	17.9%	5	18.5%
	65歳以上	25	80.7%	25	83.3%	24	82.8%	22	78.6%	21	77.8%
	合計	31		30		29		28		27	
合計	18歳未満	3	0.6%	2	0.4%	2	0.4%	2	0.4%	2	0.5%
	18歳～64歳未満	113	22.2%	106	21.2%	96	20.3%	88	19.6%	86	19.6%
	65歳以上	392	77.2%	392	78.4%	374	79.2%	359	80.0%	351	80.0%
	合計	508		500		472		449		439	

### 第3章 斜里町の現状と評価

#### (2) 身体障害者手帳所持者の種別推移

・ 障害種別は、肢体不自由、内部障害が多くを占めています。

区分		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人数	割合								
視覚障害	18歳未満	0	0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	18歳～ 64歳未満	4	20.0%	4	22.2%	4	20.0%	5	23.8%	4	19.0%
	65歳以上	16	80.0%	14	77.8%	16	80.0%	16	76.2%	17	81.0%
	合計	20		18		20		21		21	
聴覚・平衡 機能障害	18歳未満	1	2.1%	1	2.1%	1	2.2%	1	2.3%	1	2.3%
	18歳～ 64歳未満	5	10.4%	5	10.4%	3	6.7%	3	7.0%	3	6.8%
	65歳以上	42	87.5%	42	87.5%	41	91.1%	39	90.7%	40	90.9%
	合計	48		48		45		43		44	
音声・言語・ そしゃく機能 障害	18歳未満	0	0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	18歳～ 64歳未満	1	50.0%	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%
	65歳以上	1	50.0%	2	66.7%	2	66.7%	2	66.7%	2	66.7%
	合計	2		3		3		3		3	
肢体不自由	18歳未満	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	18歳～ 64歳未満	74	25.1%	66	23.1%	61	23.0%	55	22.2%	53	22.5%
	65歳以上	220	74.6%	220	76.9%	204	77.0%	193	77.8%	183	77.5%
	合計	295		286		265		248		236	
内部障害	18歳未満	1	0.7%	1	0.7%	1	0.7%	1	0.7%	1	0.7%
	18歳～ 64歳未満	29	20.3%	30	20.7%	27	19.4%	24	17.9%	25	18.5%
	65歳以上	113	79.0%	114	78.6%	111	79.9%	109	81.3%	109	80.7%
	合計	143		145		139		134		135	
合計	18歳未満	3	0.6%	2	0.4%	2	0.4%	2	0.4%	2	0.5%
	18歳～ 64歳未満	113	22.2%	106	21.2%	96	20.3%	88	19.6%	86	19.6%
	65歳以上	392	77.2%	392	78.4%	374	79.2%	359	80.0%	351	80.0%
	合計	508		500		472		449		439	

#### 4 療育手帳所持者の状況

- ・ 重度（A1）の人が、全体の3割を占めています。
- ・ 重度、軽度ともに近年は横ばいとなっています。

区分			令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			人数	割合								
重度	A1	18歳未満	7	15.2%	7	15.2%	6	13.6%	6	13.6%	7	15.9%
		18歳以上	39	84.8%	39	84.8%	38	86.4%	38	86.4%	37	84.1%
	合計	46		46		44		44		44		
中度	A2	18歳未満	0	0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		18歳以上	0	0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	B1	18歳未満	0	0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		18歳以上	11	100%	7	100%	7	100%	7	100%	7	100%
	合計	11		7		7		7	0	7		
軽度	B2	18歳未満	27	31.0%	22	23.4%	20	22.2%	20	21.7%	20	21.5%
		18歳以上	60	69.0%	72	76.6%	70	77.8%	72	78.3%	73	78.5%
	合計	87		94		90		92		93		
合計	18歳未満	34	23.6%	29	19.7%	26	18.4%	26	18.2%	27	18.8%	
	18歳以上	110	76.4%	118	80.3%	115	81.6%	117	81.8%	117	81.3%	
	合計	144		147		141		143		144		

#### 5 発達障がい児・者の状況

平成17年度に発達障害支援法が施行され、自閉症やアスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害などを発達障害として位置づけ、ライフステージにあった適切な支援を受けられるように、周囲の理解が得られるような体制整備を目指しています。発達障害の特性は、子どもの頃から現れますが、大人になってから気づくケースもあります。斜里町ではひきこもりに関して、関係事業所や関係者への調査により町内に30名程潜在していると捉えています。現在は、ひきこもりに関しての相談窓口を地域福祉課地域支援係にて開設し、広報しており、生活状況や今後活動できる場所などについて等、困りごとについて幅広く相談を受けています。

#### 6 高次脳機能障がいの状況

・アンケートでは8名の回答がありましたが、正確な統計数値ではないため、潜在的な高次脳機能障がい者の数は、上記数値より多いと考えられます。

## 7 障がい者サービス利用者数の推移

・認定者数は横ばいとなっています。就労継続支援A型・就労継続支援B型の利用が伸びています。

### (1) 障害福祉サービス利用者数の推移

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
認定者数	118名	116名	117名	117名	120名	
自立支援給付等サービス利用内容	療養介護	4名	4名	3名	3名	3名
	生活介護	54名	51名	48名	45名	45名
	宿泊型自立訓練		1名	1名		
	自立(機能)訓練					
	自立(生活)訓練					
	就労移行支援	1名	1名	1名		
	就労継続支援A型	14名	15名	17名	19名	19名
	就労継続支援B型	32名	31名	29名	33名	33名
	就労定着支援					
	短期入所	6名	4名	5名	5名	3名
	共同生活援助	26名	29名	31名	36名	32名
	施設入所支援	36名	35名	32名	31名	30名
	自立生活援助					
	居宅介護	7名	6名	4名	4名	4名
	重度訪問介護	2名	2名	2名	1名	1名
	行動援護					
	同行援護	1名	1名	1名	1名	1名
	重度障害者等包括支援					
	地域移行支援					
	地域定着支援					
	計画相談支援	118名	118名	110名	106名	110名
	児童発達支援	21名	15名	29名	23名	20名
	医療型児童発達支援					
	放課後等デイサービス	5名	6名	9名	12名	11名
	保育所等訪問支援					
	居宅訪問型児童発達支援					
障害児相談支援	26名	21名	38名	36名	35名	
意思疎通支援	2名	2名	1名	1名	1名	
日常生活用具給付	137名	167名	180名	166名	150名	
移動支援	14名	15名	16名	17名	16名	
日中一時支援						

### 第3章 斜里町の現状と評価

地域活動支援センター					
訪問入浴サービス					
自動車改造助成事業				1名	
自動車免許取得事業					
補装具給付	25名	22名	18名	11名	15名
自立支援医療(更生医療)	40名	30名	31名	33名	35名
自立支援医療(育成医療)	1名	2名	2名	1名	1名

## 8 権利擁護

### (1) 虐待件数

障がい者への虐待

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通報受理件数	1件	0件	1件	0件	0件
うち虐待件数	0件	0件	1件	0件	0件

・町は、障がい者虐待防止センターの窓口を担っているので、関係団体等と情報を共有して対応していきます。令和3年度に町内で虐待事案が発生しましたが、その後2年間の発生はありません。

### (2) 成年後見

成年後見利用(申立)件数

区分	平成2年10月末現在	令和5年8月末現在
65歳未満	0人(0人)	0人(0人)
65歳以上	2人(2人)	2人(0人)
合計	2人(2人)	2人(0人)

・相談件数は落ち着いていますが、将来的に制度を利用する人が増えることが予想されます。

### (3) 財産管理・契約

金銭管理財産保全サービス(斜里町社協)利用状況

区分	令和2年10月末現在	令和5年8月末現在
金銭管理している人	3人	4人
うち手帳保持者	3人	4人

### 第3章 斜里町の現状と評価

日常生活自立支援事業（斜里町社協）利用状況

区分	令和2年10月末現在	令和5年8月末現在
利用者	3人	4人

- ・ 金銭管理を受けている人は、障害者手帳を所持しています。
- ・ 日常生活自立支援事業の利用者の人数は、落ち着いています。

## 第4章 障がい者計画

障がい者計画は、障害者基本法に規定される障がい者施策に関する基本的な計画であり、障がい者施策の指針となるものです。

### 1. 自立支援協議会の活性化

#### 第6期総括

○評価指標：自立支援協議会会議開催回数  
毎年度開催された。令和3年度は斜網地域基幹相談支援センター、令和4年度は地域生活支援拠点整備に関する事項などについて協議を行った。今後も町の取り組み状況を評価する上で、必要不可欠であることから定期開催を維持する。

#### 現状と課題

・施設入所や入院中の人の一人ひとりの現状把握を行い、希望や状況に応じた聞き取りを行い、できる限り本人の望む生活を維持することが必要

#### 具体的な取り組み

・地域の障がい者福祉の仕組みづくりの核となる「自立支援協議会」の活性化に努めます。  
・相互の連絡を図ることにより、障がい者等への支援体制に関する課題を抽出・共有し、地域の実情に応じた体制整備について、協議を行います。

### 2. 啓発・広報・情報

#### 第6期総括

○評価指標：研修事業の実施  
令和3年度は新型コロナウイルスの影響により開催できなかったが、令和4年度は「発達障がいに関する講演会」を開催し、当事者の両親や一般町民に対して理解を深める機会となった。

## 第4章 障がい者計画

### 現状と課題

- ・ 健常者の人に障がいを理解してほしい。障がい者のある人の生活を考えてもらえたらうれしい。（アンケート調査より）
- ・ 当事者やその両親の他、町民や地域、職場や学校などの理解を進めるための取り組みがさらに必要（3章－5）

### 具体的な取り組み

- ・ 特別支援教育の普及を図る上で、障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流及び共同学習の機会創出と内容の充実に努めます。地域においても、障がい児が地域活動と一緒に参加できるような地域づくりに努めます。
- ・ 障がい者本人、家族、ボランティア、関係者がケアマネジメントを理解し、活用するための学習会等を実施し、普及・啓発に努めます。
- ・ 精神障がいに関する地域住民の理解のための活動を企画・支援します。
- ・ 情報バリアフリーの充実に努めます。

## 3. 教育・育成

### 第6期総括

○評価指標：トレーニング研修の実施  
発達障がいのソーシャルスキルトレーニングの研修会を目標に掲げているが、実施には至っていない。取組内容について検討が必要。

### 現状と課題

- ・ 18歳未満の知的障がい児には、療育の場が必要（3章－4）
- ・ 発達障がい者（児）への就労・自立に向けた支援が必要（3章－5）
- ・ 成人期に発達障がいと診断された人に対して、社会的な対人関係（コミュニケーション技術）、身辺自立に向けた訓練の場が必要（3章－5）

### 具体的な取り組み

- ・ 発達段階に応じた療育の場を確保するため、地域で育ち、学ぶことの出来る体制整備に努めます。
- ・ 親が悩みを話し合えるよう、「翼の会」「手をつなぐ育成会」を紹介するなど、交流の場の確保に努めます。

- ・障がい児が安心できるように、携わる職員の資質向上のための研修受講の促進に努めます。
- ・障がい児の職業体験の場の確保に努めます。

## 4. 保健

### 第6期総括

○評価指標：各種検診や母親学級などから障がい者への相談を受ける。  
具体的な数値は算出できないが、検診から児童発達支援などの障害福祉サービスに繋げるための相談対応を随時行っていた。

### 現状と課題

- ・身体障害者手帳の取得は減少傾向にあるが、原因疾患となり、健康を害し、障がいとなるケースが増えている「心臓病」「腎臓病」の予防が必要（3章-3（2））
- ・早期からの療育支援や就園・就学後の就労、日中活動への支援が必要（3章-4）

### 具体的な取り組み

- ・乳幼児健康診断や訪問指導などにより、障がいの早期発見に努め、児童発達支援等の早期療育に努めます。
- ・保健師・栄養士等の連携により、生活習慣病（心臓病・腎臓病）の予防に努めます。

## 5. 雇用・就労

### 第6期総括

○評価指標：就労支援会議の実施、優先調達実績  
斜網地域では就労支援センターがなく、第6期では開催・参加に至っていない。  
令和元年度に、障がい者が就労する施設等から供給する物品等に対して需要の促進を図るため「斜里町障害者就労施設等からの物品等調達方針」を策定し、町内の4事業所より調達を行った。

## 第4章 障がい者計画

### 現状と課題

- ・精神障がい者への日中の居場所や就労に向けた支援が必要（3章－2）
- ・就労継続支援事業所 A 型・B 型を増やしてほしい、障がい者が安心して働ける場所がほしい（アンケート調査）

### 具体的な取り組み

- ・就労継続支援事業所などの就労支援関係機関と連携及び必要な支援技術の提供に努める他、特別支援学校等とも連携し、卒業見込みとなる生徒への情報共有に努め、実習や実際の就職へ支援に努めます。
- ・物品等調達方針により就労する施設等からの優先調達に努めます。
- ・障害者雇用率制度による法定雇用率の達成促進や、障害特性に応じたさまざまな雇用形態（短期間雇用・グループ雇用等）の活用に努めます。
- ・就労する側も雇用する側も良い関係で仕事が継続して行えるよう、また、離職した際にも再度やり直しが出来るよう、就労支援関係機関との連携を深めます。

## 6. 相談体制の整備

### 第6期総括

○評価指標：基幹相談支援センターの設置、特定相談支援事業所の維持、特別支援連携協議会の開催

基幹相談支援センターについては、令和3年度に1市4町（網走市・斜里町・清里町・小清水町・大空町）の広域で設置した。特定相談支援事業所は3事業所を維持できている。

特別支援連携協議会の開催には至っていない。

### 現状と課題

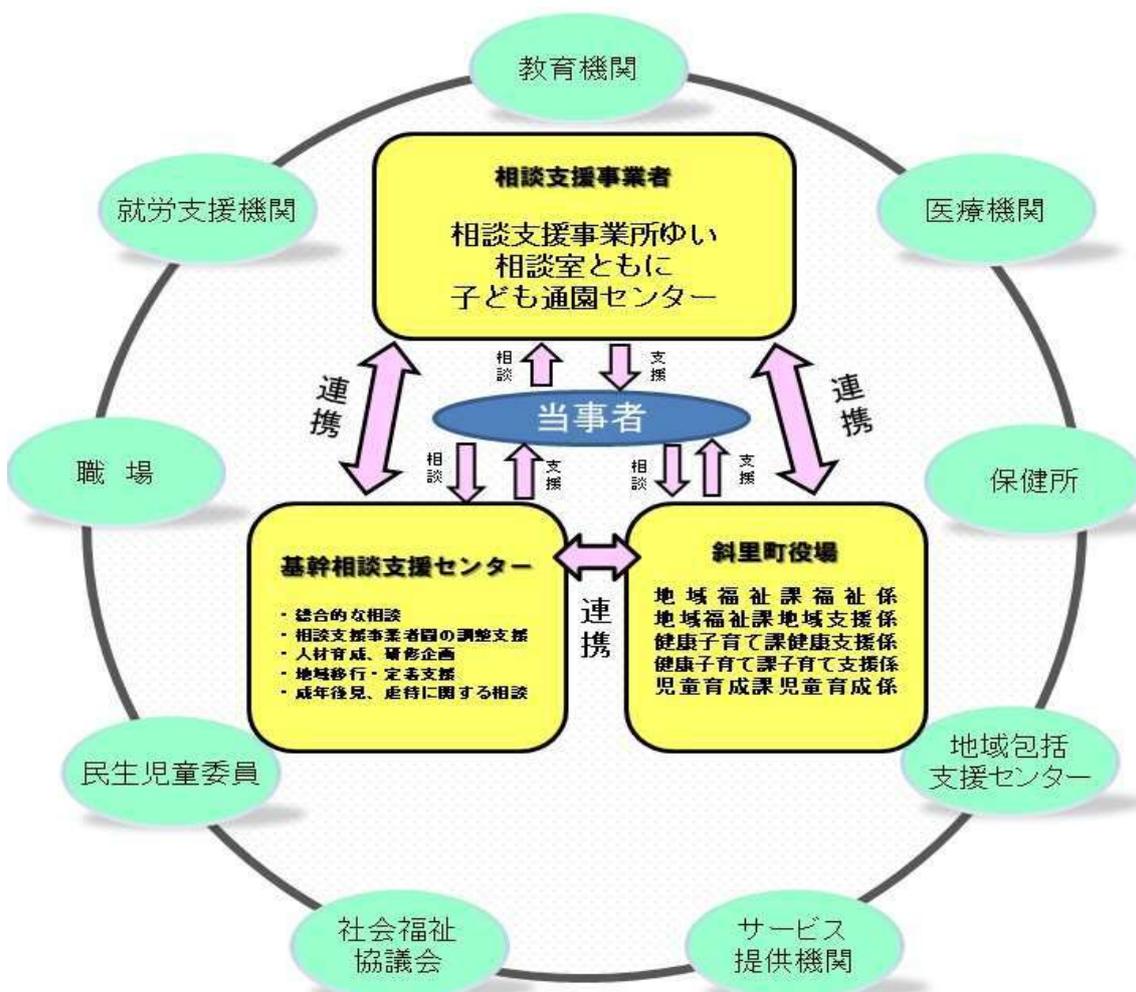
- ・気軽に相談できる場の設置（アンケート調査より）
- ・利用者数が減少しているサービスについての現状把握・利用者の希望確認が必要（3章－6）
- ・一人ひとりの希望や状況に応じた聞き取りを行い、できる限り、本人の望む生活を維持することが必要（アンケート調査より）

## 第4章 障がい者計画

### 具体的な取り組み

- ・ 基幹相談支援センターと関係機関が密に連携を行い、障がい者の地域での生活に関して、本人の意向に沿ったサービス提供に努めます。
- ・ 本人のニーズにあったサービス等利用計画をたてられるよう、指定特定相談支援事業者による計画相談を推進します。
- ・ ライフステージで途切れることなく、支援の継続・調整を図るため、指定特定相談支援事業所・医療機関・児童相談所・子ども通園センター等の関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。
- ・ また、ひきこもり者の支援のため、家庭環境の把握等ができるよう保健師や教育委員会、その他関係機関と連携し、対応できる体制づくりに努めます。

### 相談支援ネットワークイメージ



## 7. 権利擁護

### 第6期総括

○評価指標：成年後見制度利用者数の増加  
現在、2名が利用中。  
今後、利用者の増加が見込まれる。

### 現状と課題

- ・成年後見制度利用支援事業の周知が必要（3章－7）
- ・対象者数の増加が予想される申立支援には、専門的な部署や職員が必要（3章－7）
- ・障がい者に対する虐待の実態把握が必要（3章－7）
- ・日常生活自立支援事業の周知が必要（3章－7）

### 具体的な取り組み

- ・町民の権利擁護のため、法人後見事業を実施している社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の普及に努めます。
- ・啓発・相談・後見等、支援を総合的に行えるよう、体制整備に努めます。
- ・虐待等防止や早期発見・早期対応及び自立に至る支援等を行います。
- ・社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の周知・実施に努めます。

## 8. 生活環境

### 第6期総括

○評価指標：サービス提供事業所の充実（新規事業）、地域生活支援拠点の整備  
新規事業所の開設はなかった。地域生活支援拠点については、基幹相談支援センター設置圏域である広域（1市4町）で協議を重ねていたが、整備までには至らなかった。

### 現状と課題

- ・他の地域にでなくとも、必要な在宅サービスや医療的ケアを適切に利用できるようにしてほしい（アンケート調査より）
- ・居場所として、福祉施設等の整備（アンケート調査より）
- ・公共交通機関が少ないため外出が不便（アンケート調査より）

具体的な取り組み

- ・引き続き、障がい者にやさしい町づくりを目指して、バリアフリー新法の目的に沿えるよう、建築物の新改築に努めます。
- ・地域生活支援拠点の1市4町での共同整備を進めます。
- ・障がいのある人の自立を支えるため、公共交通のあり方について、関係機関を含め検討し、公共交通環境の整備に努めます。
- ・「障がい者を施設から地域へ」という目標に向けて、「共生型社会」に向け支援します。
- ・障がい者の単身生活の安定のため、地域移行支援コーディネーターとの連携や、常時の相談対応等、地域の居住支援体制の確保に努めます。
- ・情報機器の活用や多様なコミュニケーション手段の確保を行い、障害の状況に応じて、必要な情報を必要な時に容易に入手できる体制整備に努めます。
- ・聴覚障害に対応した手話通訳者、要約筆記者の養成を推進し、派遣体制の充実に努めます。
- ・障がい者のニーズを把握し、日常生活用具の給付を行います。

## 9. 防災・防犯対策

第6期総括

○評価指標：冬季の人工透析患者の病院への送迎体制の維持

第5期で整備した、冬季の人工透析患者の病院への送迎体制は変わらず維持できている。

現状と課題

- ・災害時にすぐ避難できない、ひとりで避難できない。（アンケート調査より）
- ・避難場所での生活について、設備などの不安がある。（アンケート調査より）

具体的な取り組み

- ・災害発生時の支援体制を整備します。（避難行動要支援者個別プランの策定）
- ・災害弱者を把握し、自主防災組織等と協働し、防災訓練等を通して災害時の安否確認に備えます。
- ・福祉施設・医療機関等と協議のうえ、福祉避難所を指定します。
- ・冬季の人工透析患者の病院への送迎体制を維持します。
- ・被災後の心のケア体制の整備に努めます。
- ・日頃からの見守りや声掛け等のできる組織体制の構築に努めます。

## 第5章 障がい福祉計画

障がい福祉計画は、障害者総合支援法に規定される障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要量など定める計画です。

### 1 第7期障がい福祉計画における目標値

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

国の計画	<p>地域生活への移行者数は、令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を移行することを基本としています。</p> <p>また、施設入所者数については、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減することとされ、新たに施設へ入所する者を見込む場合は、真に施設入所支援が必要であるか協議の上、その結果を踏まえて設定するよう求めています。</p>
町の計画	<p>町の現状として、既に施設を必要とする人が施設を利用しており、計画年度内に移行対象となりうる人がいないこと、地域生活へ移行する人がいても新たに施設入所を希望される人もいることなどを踏まえ、施設入所者の移行自体は厳しい状況にあります。そのため、令和8年度末における削減見込みは「1人」、地域生活移行者数は「1人」と設定しました。</p> <p>地域生活への移行は、障がい者入所施設以外の場所からの移行についても、一人で生活できる住環境や生活・見守り体制を整備する必要があり、グループホームや公営住宅など既存の資源を利用できるよう周知等に努めます。</p>

※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定しました。

項目	数値	考え方
令和4年末時点の入所者数(I)	30人	令和5年3月31日の施設入所者数
目標年度入所者数(II)	29人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】削減見込み(I-II)	1人	既存入所の減と、新規入所者の増の差し引き (国の目標は5%以上削減)
【目標値】地域生活移行者数	1人	施設入所からグループホーム等へ移行者数 (国の目標は施設入所者数の6%以上)

## 第5章 障がい福祉計画

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の計画	<p>精神障がい者が差別や偏見なく、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、これまで以上に保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、地域精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することとなっています。</p> <p>なお、地域包括ケアシステムの構築にあたっては、地域共生社会の実現を目指すため、令和3年4月改正の社会福祉法に基づく「断らない相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域づくりに向けた支援」を包括的に実施する「重層的支援体制整備事業」を活用し、精神障がいだけでなく、他の障がい、介護、子ども・子育て、生活困窮分野に一体的に取り組み、支援体制を整備することとされています。</p>
町の計画	<p>当事者および保健・医療・福祉関係者が、情報共有や連携を行う場の設置を目指します。</p> <p>重層的支援体制整備事業については令和7年度より実施予定となっており、地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉専門職の確保に努め、地域住民の複雑化・複合化した課題に対し、切れ目ない支援が行えるよう体制を整備します。</p>

### (3) 地域生活支援の充実

国の計画	<p>障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい児・者やその家族が安心して生活するため、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本としています。</p> <p>また、強度行動障害を有する障がい者の支援体制の充実を図るため、令和8年度末までに、支援ニーズの把握、支援体制の整備を進めることとされています。</p>
町の計画	<p>障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域で障がい児・者やその家族が安心して生活するための、地域生活支援拠点等の設置を広域で検討し整備を進めます。</p> <p>また、強度行動障害を有する障がい者については、支援体制整備のため、ニーズ調査等を踏まえ、実態把握に努めます。</p>

### (4) 福祉施設から一般就労への移行

#### ①就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国の計画	<p>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の目標値については、令和8年度中に移行する者の数を令和3年度実績の</p>
------	--

## 第5章 障がい福祉計画

	<p>1. 2.8倍以上とすることを基本とし、就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していく必要があるとされています。また、一般就労への移行については、地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築し、協議会を活用して推進していくことが求められています。</p>
町の計画	<p>これまでの実績および障害者法定雇用率の引上げ等、地域の実情を踏まえつつ、就労移行支援事業利用者は令和4年度以降実績がなく、一般就労に結びついていません。令和8年度末までの一般就労への移行実績者数は「1人」として設定して支援していきます。</p> <p>就労継続支援についても、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、事業所と連携を行い利用実績向上に努めます。また、障害者就労施設等からの物品等調達方針により就労する施設等からの優先調達に努めます。</p>

項目	数値	考え方
令和4年度の一般就労移行者数	0人	令和4年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した人の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	1人	令和8年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労する人の数

### ②就労定着支援による職場定着率

国の計画	<p>就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本としています。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを求めています。</p>
町の計画	<p>現在、町内には就労定着に向けた支援を行う事業所はありませんので、目標設定をしません。就労定着支援事業の周知に努めてまいります。</p>

### (5) 障害福祉サービス等の質の向上に関する目標

国の計画	<p>利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくために、サービス事業者や自治体において、障害者総合支援法の理解を深める取組や意思決定支援に関する研修等の実施等を通じて、サービスの質向上のための体制を構築することを求めています。</p>
町の計画	<p>国の計画のとおり、障害者総合支援法の理解を深める取組や、サービス事業者、相談支援事業者等に対する意思決定支援に関する研修等の実施に向け、検討を行います。</p>

## 2. 各種サービスの目標値及びサービス見込み量

### (1) 訪問系サービス

#### 【事業の概要】

事業名	内容
1 居宅介護 【町内事業所：斜里町社会福祉協議会ヘルパーステーション】	居宅における入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。
2 重度訪問介護 【町内事業所：斜里町社会福祉協議会ヘルパーステーション】	重度の肢体不自由で、常時介護を要する人に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動の介護を総合的に行うサービスを提供します。
3 同行援護 【町内事業所：斜里町社会福祉協議会ヘルパーステーション】	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等のサービスを提供します。
4 行動援護 【町内事業所：なし】	知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難がある人で常時介護を必要とする人に対し、行動の際に生ずる危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
5 重度障害者等包括支援 【町内事業所：なし】	常時介護を必要とする人で、介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

#### 【サービス見込量】

訪問系サービス種別	第6期実績			第7期目標		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度(推計)	R7年度(推計)	R8年度(推計)
1 居宅介護	4人	4人	4人	5人	5人	5人
	6時間	3時間	3時間	10時間	10時間	10時間
2 重度訪問介護	2人	1人	1人	1人	1人	1人
	314時間	102時間	150時間	300時間	300時間	300時間
3 同行援護	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	1時間	1時間	1時間	1時間	1時間	1時間
4 行動援護	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
5 重度障害者等包括支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

(単位:1月当たりの人数・時間)

#### 【サービス見込量の考え方】

サービスの見込み量は、令和3年度から令和5年度（見込）の利用者数・時間をもとに、令和6年度から8年度までの利用者数の伸びを算出しています。

## 第5章 障がい福祉計画

### 【見込量の確保策の考え方】

ALSの1名の患者専門に町外の重度訪問介護事業所が対応しています。居宅介護サービスを提供する事業者は、今後も利用者の増加や施設入所者の地域移行等を見込みながら、その他のサービスを含め、利用の増加に対応していきます。町内にないサービスについては障がい者が利用するサービスを選択する幅を広げるため、北海道からの事業者情報の提供に努め、今後見込まれるサービスの需要確保を図ります。

### (2) 日中活動系サービス

#### 【事業の概要】

事業名	内容
1 療養介護 【町内事業所：なし】	医療を要する障がい者で常時介護を要する人に対し、主に昼間、病院、その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
2 生活介護 【町内事業所：日の出学園、多機能型ワークセンター青葉、斜里デイサービスセンター】	常時介護を必要とする人に対し、主に昼間、障害者支援施設などで行われる入浴、食事などの介護や、創作活動または生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。
3 自立訓練（機能訓練） 【町内事業所：なし】	身体機能・生活能力の維持・向上等の支援に必要な身体障がい者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事などの訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。
4 自立訓練（生活訓練） 【町内事業所：なし】	生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。
5 宿泊型自立訓練 【町内事業所：なし】	知的障がい者、精神障がい者に対して、居室その他設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言を行います。
6 就労選択支援 【町内事業所：なし】	就労移行支援・就労継続支援といった就労系障害福祉サービス利用前に、就労を希望する対象者に就労アセスメントを実施し、ニーズに応じた就労先を選択できるようサポートします。
7 就労移行支援 【町内事業所：なし】	就労を希望する対象者に、定められた期間、生産活動・その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

第5章 障がい福祉計画

8 就労継続支援（A型） 【町内事業所：ワンステップ】	雇用契約にもとづく就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けた支援を行います。
9 就労継続支援（B型） 【町内事業所：多機能型ワークセンター青葉、知床どんぐりの家、ひどり窓共同作業所】	就労の機会や生産活動の機会を提供します。また、知識・能力が高まった人については、就労への移行に向けた支援を行います。
10 就労定着支援 【町内事業所：なし】	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した障がい者の就労継続を図るため、就労に伴う生活面の課題について、事業所・家族との連携調整等を一定の期間にわたり指導・助言等を行うものです。
11 短期入所 【町内事業所：日の出学園】	介護者が病気などの理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要なに、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

【サービス見込量】

日中系サービス種別	第6期実績			第7期目標		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度(推計)	R7年度(推計)	R8年度(推計)
1 療養介護	3人	3人	3人	3人	3人	3人
2 生活介護	48人	45人	45人	46人	46人	46人
	899人日	849人日	850人日	920人日	920人日	920人日
3 自立訓練(機能訓練)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
4 自立訓練(生活訓練)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
5 宿泊型自立訓練	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	14人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
6 就労選択支援	—	—	—	—	0人	0人
					0人日	0人日
7 就労移行支援	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	13人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
8 就労継続支援(A型)	17人	19人	19人	19人	19人	19人
	276人日	356人日	360人日	380人日	380人日	380人日
9 就労継続支援(B型)	29人	33人	33人	36人	36人	36人
	488人日	509人日	530人日	630人日	630人日	630人日
10 就労定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
11 短期入所(福祉型、医療型)	5人	5人	3人	4人	4人	4人
	15人日	18人日	9人日	15人日	15人日	15人日
合計	107人	104人	105人	108人	108人	108人
	1,630人日	1,705人日	1,732人日	1,945人日	1,945人日	1,945人日

(単位:1月当たりの人数)

## 第5章 障がい福祉計画

### 【サービス見込量の考え方】

サービスの見込み量は、令和3年度から令和5年度（見込）の利用者数・時間をもとに、令和6年度から8年度までの利用者数の伸びを算出しています。

### 【見込量の確保策の考え方】

町内に必要な施設や不足が見込まれるサービスについては、国や北海道の施策を活用しながら既存の事業者によるサービスの拡充を支援するとともに、新たな事業者の開拓・支援などを検討し、サービス量を確保するための施策を検討します。

障がいのある人で、就労を希望する人を支援するため、町外の就労支援センターと連携を図り、引き続き、民間企業、福祉施設等が連携し、就労に関する支援の充実を図ります。

### (3) 居住系サービス

#### 【事業の概要】

事業名	内容
1 共同生活援助（グループホーム） 【町内事業所：共同住居事業所ブーケ（フレンズ・みずなら・はるにれ）】	就労し、または就労継続支援等の日中活動を利用して障がい者に対し、地域において自立した生活を営む上で必要な家事などの支援、相談支援等を行います。
2 施設入所支援 【町内事業所：日の出学園】	障害者支援施設における、生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、主に夜間において必要な入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。
3 自立生活援助 【町内事業所：なし】	施設を利用していた障がいのある人がひとり暮らしを始めた時に、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか一定期間にわたり定期的な巡回訪問等を行い、障がい者の理解力、生活力等を補う必要な支援をします。

#### 【サービス見込量】

居住系サービス種別		第6期実績			第7期目標		
		R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度（推計）	R7年度（推計）	R8年度（推計）
1	共同生活援助	31人	36人	32人	32人	32人	32人
2	施設入所支援	32人	31人	30人	29人	29人	29人
3	自立生活援助	0人	0人	0人	0人	0人	0人

（単位：1月当たりの人数）

#### 【サービス見込量の考え方】

サービスの見込み量は、令和3年度から令和5年度（見込）の利用者数・時間をもとに、令和6年度から8年度までの利用者数の伸びを算出しています。

## 第5章 障がい福祉計画

### 【見込量の確保策の考え方】

サービスの提供に向けて、事業者への情報提供や利用者からの相談に応ずる体制を整備するとともに、共同生活援助（グループホーム）の利用促進については、継続していきます。また、高齢化に伴い共同生活援助が困難な場合は、介護施設も含め検討していきます。

### （4）相談支援

#### 【事業の概要】

事業名	内容
1 計画相談支援 【町内事業所：相談支援事業所ゆい、相談室ともに、斜里地域子ども通園センター】	対象者は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障がい者です。サービス内容は、次のとおりです。 支給決定時は、① 支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害者支援利用計画案を作成、② 支給決定または変更後、事業者等との連絡調整、計画の作成を行う。 支給決定後は、① 一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直し（モニタリング）を行う。② 事業者等との連絡調整、支給決定または支給決定の変更にかかる申請の勧奨を行う。
2 地域移行支援 【町内事業所：なし】	対象者は、障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者です。サービス内容は、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などで、支援期間は、原則6か月です。
3 地域定着支援 【町内事業所：なし】	対象者は、ひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などで、その他家族等の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者です。サービス内容は、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談などで、支援期間は、12か月以内です。

#### 【サービス見込量】

相談支援サービス種別	第6期実績			第7期目標		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度(推計)	R7年度(推計)	R8年度(推計)
1 計画相談支援	148人	142人	145人	150人	150人	150人
2 地域移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
3 地域定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人

## 第5章 障がい福祉計画

特定相談支援事業所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(単位:年間人数)

### 【サービス見込量の考え方】

#### ①計画相談支援

障害福祉サービスおよび地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数等を勘案し、利用者数を見込みました。

#### ②地域移行支援

町内事業所がなく第6期計画では実績はありませんでした。第7期計画においても、利用は見込んでいません。

#### ③地域定着支援

町内事業所がなく第6期計画では実績はありませんでした。第7期計画においても、利用は見込んでいません。

### 【見込量の確保策の考え方】

利用者の意向を尊重し、事業者による計画相談支援の充実を図り、地域移行支援や地域定着支援の実施を検討します。サービスの趣旨を踏まえ、事業者と利用者の上に立った、公平で公正な計画相談支援が行えるよう、関係機関と連携を図ります。

事業者や施設、民生委員・児童委員などからの情報を活かし、利用者が求める必要なサービスが利用できる体制づくりを推進し、サービス利用促進のための周知、広報活動に努めます。

## 3 地域生活支援事業（目標値及びサービス見込み量）

### （1）必須事業

#### 【事業の概要】

都道府県と市町村で役割をもって、地域生活支援事業に取り組みます。以下、市町村分です。

	事業名	内容
必須事業	①理解促進研修・啓発事業 【町】	障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で支障となる「社会的障壁」を除去するため、障害に対する理解を促進する研修や啓発事業を実施します。
	②自発的活動支援事業 【町】	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域における自発的な取り組みを支援するなど、共生社会の実現を図ります。
	③基幹相談支援センター事業 【斜網地域自治体：1市4町】	障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を提供するための、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関の設置・運営を行います。

第5章 障がい福祉計画

④相談支援事業 【町内事業所：相談支援事業所ゆい、相談室ともに】	地域の障がい者等の福祉に関する問題について、障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、事業者等との連絡調整（サービス利用支援および継続サービス利用支援に関するものを除く。）などの便宜を総合的に提供します。
⑤成年後見制度利用支援事業 【町内事業所：社会福祉協議会】	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、制度の利用に要する費用について補助を受けなければ制度の利用が困難な障がい者に対して、経費の一部を助成し利用の促進を図ります。
⑥成年後見制度法人後見支援事業 【町】	障がいを持つ人に対する法人後見実施のための研修や、法人後見の適正な活動のための支援、その他、法人後見の活動推進に関する事業を行います。
⑦意思疎通支援事業 【委託：北海道ろうあ連盟】	意思の伝達に支援が必要な障がい者等に対して、手話通訳等を派遣する事業などを行います。
⑧日常生活用具費給付等事業 【町】	日常生活における便宜を図るため、障がい者等に補装具以外の機器で自立した日常生活を支援する用具費の給付および用具の貸与を行います。 ※平成30年度から、成長や障害の進行により短期間の利用が想定される場合には、貸与が可能となりました。
⑨手話奉仕員養成研修事業 【町】	コミュニケーション支援を必要とする機会が増えており、今後も派遣事業を着実に実施していくため、手話通訳者や要約筆記者の確保、育成をします。
⑩移動支援事業 【町内事業所：日の出学園、知床どんぐりの家】	自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。
⑪地域活動支援センター事業 【町】	創造的な活動や生産活動など、様々な活動を支援する場としての機能を強化するとともに、専門職員等を配置して、医療・福祉・地域との連携を強化し、障がい者の地域生活を支援します。

【サービス見込量】

地域生活支援事業 必須事業		第6期実績			第7期目標		
		R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度(推計)	R7年度(推計)	R8年度(推計)
1	理解促進研修・啓発事業	未実施	実施	実施	実施	実施	実施

## 第5章 障がい福祉計画

2	自発的活動支援事業	検討	検討	検討	検討	検討	実施
3	相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
4	成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
5	成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
6	意思疎通支援事業(手話通訳者等派遣等)	実施	実施	実施	実施	実施	実施
7	日常生活用具費給付等事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
8	手話奉仕員養成研修事業	検討	検討	検討	検討	検討	実施
9	移動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
10	地域活動支援センター事業	検討	検討	検討	検討	検討	実施

### ①理解促進研修・啓発事業

#### <実施に向けての考え方>

令和3年度は新型コロナウイルスの影響により未実施でしたが、令和4年度以降は実施できています。今後も、障害者制度の理解を広める取り組みを開催していきます。

### ②自発的活動支援事業

#### <実施に向けての考え方>

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動の把握に努め、その活動に対して支援を検討していきます。

### ③基幹相談支援センター事業

#### <実施に向けての考え方>

斜網地域自治体1市4町（網走市・斜里町・清里町・小清水町・大空町）で令和3年度に設置しています。障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として運営を行います。

## 第5章 障がい福祉計画

### ④相談支援事業

#### <実施に向けての考え方>

相談支援事業所では、日常的な相談支援をはじめ、高次脳機能障害や発達障害等の相談支援体制の充実を図り、個々の障害特性を考慮した相談支援体制を維持し、地域における障がい者の相談支援ネットワークの拡大に向けて取り組みます。

また、斜里町障害者地域自立支援協議会等においても地域の関係機関と連携し、困難なケースなどへの対応を引き続き図ります。令和4年度および令和5年度の見込み数を踏まえ、今後の利用見込みを設定しました。

#### 【サービス見込量】

相談支援事業	第6期実績			第7期目標		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度(推計)	R7年度(推計)	R8年度(推計)
相談件数	215件	231件	240件	240件	240件	240件
相談人数	97人	102人	105人	105人	105人	105人

(単位:1年あたりの数字)

### ④成年後見制度利用支援事業

#### <実施に向けての考え方>

令和4年度の実績および令和5年度の見込数を踏まえて、引き続き、社会福祉協議会と連携を図り、権利擁護等に必要な法人後見施策を実施します。障がい者の判断能力等を勘案して、後見・保佐・補助など必要な支援を行います。

#### 【サービス見込量】

成年後見制度支援事業	第6期実績			第7期目標		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度(推計)	R7年度(推計)	R8年度(推計)
利用者	2件	3件	4件	4件	4件	4件

### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

#### <実施に向けての考え方>

障がいを持つ人に対する法人後見実施のための研修や、法人後見の適正な活動のための支援、その他、法人後見の活動推進に関する事業を行います。

### ⑥意思疎通支援事業

#### <実施に向けての考え方>

令和4年度の実績および令和5年度の見込数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施し事業の充実を図ります。

## 第5章 障がい福祉計画

### 【サービス見込量】

意思疎通支援事業	第6期実績			第7期目標		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度(推計)	R7年度(推計)	R8年度(推計)
利用人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
利用時間	38時間	27時間	30時間	30時間	30時間	30時間

(単位:1年あたりの数字)

### ⑦日常生活用具費給付等事業

#### <実施に向けての考え方>

令和4年度の実績および令和5年度の見込数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施し、事業の充実を図ります。技術の進歩、発展による日常生活用具の機能向上に対し柔軟な対応を図る事業体制の整備に努めます。

国や北海道の新たな取組による施策を活用して、必要に応じた支援を検討し、可能な範囲で実施します。

### 【サービス見込量】

日常生活用具給付事業		第6期実績			第7期目標		
		R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度(推計)	R7年度(推計)	R8年度(推計)
1	介護・訓練支援用具	0件	0件	0件	1件	1件	1件
	(特殊ベッド・特殊マット・尿器等)	0円	0円	0円	20,000円	20,000円	20,000円
2	自立生活支援用具	0件	0件	0件	1件	1件	1件
	(入浴補助具・T字板・スロープ等)	0円	0円	0円	70,000円	70,000円	70,000円
3	在宅療養等支援用具	0件	0件	0件	2件	2件	2件
	(吸引器・酸素ボンベ等)	円	0円	0円	72,000円	72,000円	72,000円
4	情報・意志疎通伝達用具	2件	3件	0件	3件	3件	3件
	(携帯用会話補助装置・点字ディスプレイ等)	185,000円	37,147円	0円	99,000円	99,000円	99,000円
5	排泄管理支援用具	354件	326件	340件	340件	340件	340件
	(ストマ・オムツ等)	3,225,214円	3,022,820円	3,330,000円	3,330,000円	3,330,000円	3,330,000円
6	居宅生活動作補助用具	0件	0件	0件	1件	1件	1件
	(住宅改修費)	0円	0円	0円	150,000円	150,000円	150,000円
合計		356件	329件	340件	348件	348件	348件
		3,410,214円	3,059,967円	3,330,000円	3,741,000円	3,741,000円	3,741,000円

(単位:1年あたりの件数・金額)

## 第5章 障がい福祉計画

### ⑧手話奉仕員養成研修事業

#### <実施に向けての考え方>

日常会話を行うために必要な手話及び手話表現力技術を習得した人材を養成し、聴覚に障がいのある人の日常生活及び社会生活を支援します。町内に斜里町手話の会がありますので、連携を図りながら協議していきます。

### ⑨移動支援事業

#### <実施に向けての考え方>

令和4年度の実績および令和5年度の見込み数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施します。

#### 【サービス見込量】

移動支援事業	第6期実績			第7期目標		
	R3年度	R4年度	R5年度 見込	R6年度 (推計)	R7年度 (推計)	R8年度 (推計)
実人数	12人	14人	16人	16人	16人	16人
時間数	284時間	375時間	400時間	400時間	400時間	400時間

(単位:1年あたりの数字)

### ⑩地域活動支援センター事業

#### <実施に向けての考え方>

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を図れるよう、他市町村の取り組みを把握し、実施に向け検討を進めます。

また、障がい者(児)とその家族、地元住民、学校など、地域と連携したネットワークの整備を充実します。

## (2) 任意事業

### 【事業の概要】

任意事業	①日中一時支援事業 【町内事業所：なし】	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練などを行います。
	②自動車運転教習費補助事業 【町】	障がい者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を補助することにより、心身障がい者の日常生活の利便および生活圏の拡大を図ります。
	③自動車改造費補助事業 【町】	障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰の促進を図ります。

## 第5章 障がい福祉計画

### ①日中一時支援事業

#### <実施に向けての考え方>

需要に対してサービスの供給が少ない事業であり、町内に事業所が開設されていないことを踏まえ、本計画においても利用見込はありません。

現在町内にて日中一時支援の事業所が開設されていないため、国や北海道の施策を活用し、必要に応じて事業者への支援を検討し、新規事業所の開設を促します。

#### 【サービス見込量】

日中一時支援事業	第6期実績			第7期目標		
	R3年度	R4年度	R5年度 見込	R6年度 (推計)	R7年度 (推計)	R8年度 (推計)
延べ人数	0人	0名	0名	0人	0人	0人
延べ日数	0日	0日	0日	0日	0日	0日

(単位:1年あたりの数字)

### ②自動車運転教習費補助事業

#### <実施に向けての考え方>

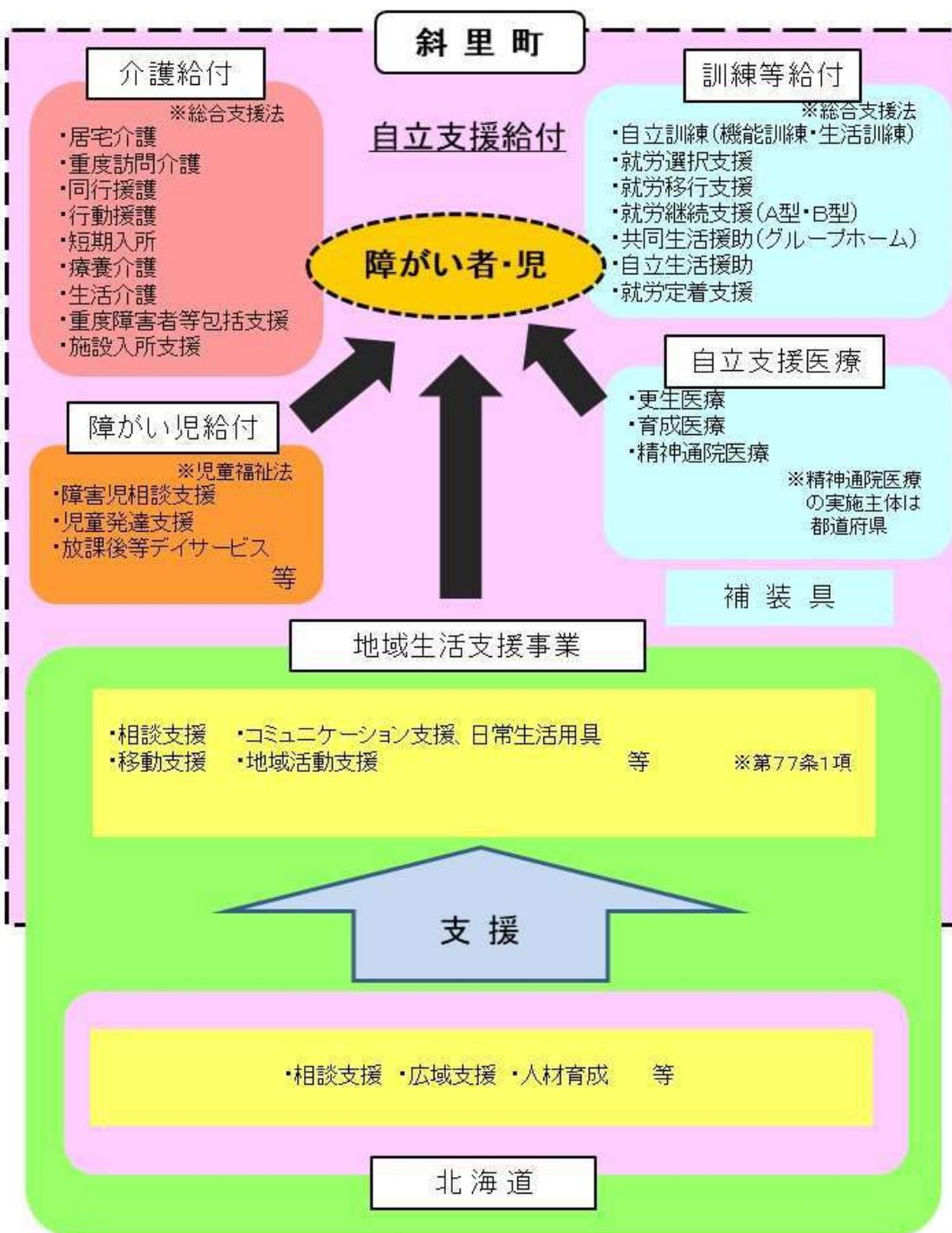
障がいのある人の社会参加に向けて自動車運転教習費の補助を実施します。

### ③自動車改造費補助事業

#### <実施に向けての考え方>

障がいのある人の社会参加に向けて自動車改造費の補助を実施します。

障害者総合支援法及び児童福祉法による福祉サービスのしくみ



## 第6章 障がい児福祉計画

障がい児福祉計画は、児童福祉法に規定される障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標、必要量など定める計画です。

### 1 第3期障がい児福祉計画における目標値

#### (1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

第2期障がい児福祉計画において、各市町村又は各圏域に児童発達支援センターを1か所以上設置するとともに、保育所等訪問支援の実施体制の確保を成果目標として掲げていますが、全国的にみても設置は十分とは言えない状況となっています。斜里町については、児童発達支援事業所は設置されていますが、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援などを行い、障がい児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターについては、設置には至っていません。

国の計画	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本としています。
町の計画	既存施設の活用や民間事業者による対応などについて、広域で検討します。

#### (2) 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

第2期障がい児福祉計画において、主として重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについてすべての市町村で1か所以上確保することを成果目標に掲げていますが、全国的にみても事業所の確保は十分とは言えない状況となっています。町内においても、重症心身障がい児等に対応した事業所がなく、身近な地域で支援が受けられる状況になっていません。

また、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、各都道府県に医療的ケア児支援センターを設置し、各市町村へは関係機関が連携を図るための場を設け、コーディネーターを配置することを基本としています。配置までに至っている市町村は多くはありません。

国の計画	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本としています。また令和8年度末までに、各都道府県に医療的ケア児支援センターの設置、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本としています。
町の計画	医療的ケア児支援のため、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議の場の在り方を含め検討します。 また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用調整などの役割を担うコーディネーターの配置について検討します。

## 2 サービス等の見込量およびその確保策

### (1) 相談支援

#### 【事業の概要】

事業名	内容
相談支援 【町内事業所：相談支援事業所ゆい、相談室ともに、通園センター】	対象者は、障害福祉サービスまたは障害児通所支援を利用する障がい児です。サービス内容は、次のとおりです。 障がい児の相談支援や計画支援相談のほか、児童福祉法に基づき通所サービスを利用する際に、障害児支援利用計画を策定し、検証していきます。

#### 【サービス見込量】

相談支援サービス種別	第6期実績			第7期目標		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度(推計)	R7年度(推計)	R8年度(推計)
1 計画相談支援	38件	36件	35件	35件	35件	35件

#### 【サービス見込量の考え方】

令和4年度の利用実績および令和5年度の見込数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

#### 【見込量の確保策の考え方】

事業者による計画相談支援の充実を図ります。サービスの趣旨を踏まえ、事業者と利用者との間に立った、公平で公正な計画相談支援が行えるよう、関係機関と連携を図ります。

事業者や施設、民生委員・児童委員などからの情報を活かし、利用者が求める必要なサービスが利用できる体制づくりを推進します。サービス利用促進のための周知、広報活動に努めます。

### (2) 障がい児サービス

#### 【事業の概要】

事業名	内容
1 児童発達支援 【町内事業所：通園センター】	障がい児（未就学）が施設に通所し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適用訓練を行います。
2 医療型児童発達支援 【町内事業所：なし】	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関等に通所または通院し、児童発達支援および治療を行います。

3 放課後等デイサービス 【町内事業所：放課後等デイサービスわたぼうし】	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児について、授業の終了後または休日に児童発達支援センター等の施設に通所し、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
4 保育所等訪問支援 【町内事業所：なし】	保育所その他の集団生活を営む施設等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
5 居宅訪問型児童発達支援 【町内事業所：なし】	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児について、発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

#### 【サービス見込量】

相談支援サービス種別		第6期実績			第7期目標		
		R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度(推計)	R7年度(推計)	R8年度(推計)
1	児童発達支援	29人	23人	20人	23人	23人	23人
2	医療型児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
3	放課後等デイサービス	9人	12人	11人	11人	11人	11人
4	保育所等訪問支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
5	居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(単位:1月当たりの人数)

#### 【サービス見込量の考え方】

令和4年度の利用実績および令和5年度の見込数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

#### 【見込量の確保策の考え方】

サービスの提供に向けて、事業者への情報提供や利用者からの相談に応ずる体制を整備するとともに、民間事業者の活用を検討します。

(3) 任意事業

①園児発達サポート事業（通園センター）

**【事業の概要】**

乳幼児健診で面接相談を行った児童は保護者の要請のもと、センターが保育所・幼稚園に訪問を行う。

## 第7章 計画の推進体制

### 1 制度の周知

障がい者が必要とするサービスを受けられるよう、障害福祉サービス等の制度について、様々な機会を活用し、サービス利用者、サービス提供事業所、福祉関係団体等に周知し、円滑な事業の実施及びサービスの適切な利用を促進します。

### 2 関係機関等との連携

地域全体で障がい者を支える観点から、地域住民、社会福祉協議会、地域自立支援協議会、障がい者関係団体、サービス提供事業所、保険医療機関、NPO等民間団体、ボランティアなど、地域におけるネットワークの構築・強化を進めます。

また、広域に対応すべき施策については、北海道や町内関係部課、福祉関係団体や行政機関、障がい当事者等と連携を図りながら、社会経済環境や障がい者のニーズの変化にも対応しつつ一体となった施策を推進します。

### 3 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、定期的に目標達成状況サービス利用量などの進行状況について、取りまとめを行うとともに、自立支援協議会の意見を聴取しながら、達成状況の分析及び評価を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを行います。

第7次総合計画 単位施策名称	障がい者計画 具体的な取り組み	課 題	自立支援協議会等が行うこと (自立支援協議会等の役割)	町が行うこと (町の役割)	評価指標と目標数値		
					評価指標	第6期実績	第7期目標
障がい者理解の促進  障がいを理由とする 差別の解消	自立支援協議会の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設入所や入院中の方の一人ひとりの現状把握が必要</li> <li>●一人ひとりの希望や状況に応じた聞き取りを行い、できる限り、本人の望む生活を維持することが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者等への支援体制に関する課題を抽出・共有し、地域の实情に応じた体制整備について協議を行う</li> <li>・部会体制を構築する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援協議会 事務局運営</li> </ul>	自立支援協議会 開催数	年1回	増加
	啓発・広報・情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健常者に障がいを理解してほしい。町民が障がい者に対する理解を深めるため、広報や研修等の取り組みを継続的に行ってほしい。</li> <li>●両親や家族・地域の理解を進めるための取り組みがさらに必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある子どもと障がいのない子どもの共同学習の機会創出に努める</li> <li>・障がい者本人・家族・ボランティア・関係者がケアマネジメントを理解し、活用するための学習会を実施し、普及啓発に努める</li> <li>・精神障がいに関する地域住民の理解のための活動を企画・支援する</li> <li>・情報バリアフリーの充実に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者への理解を深める研修事業の実施</li> </ul>	研修事業の実施	年1回	維持
	教育・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●18歳未満の知的障がい児には、療育の場が必要</li> <li>●精神障がい者には、日中の居場所や就労に向けた支援が必要</li> <li>●発達障がい者（児）への就労・自立に向けた支援が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達段階に応じた療育の場を確保するため、地域で育ち、学ぶことの出来る体制整備に努める</li> <li>・障がいをもつ子の親同士が悩みを話し合えるよう、「翼の会」や「手をつなぐ育成会」の紹介など、交流の場の確保に努める</li> <li>・障がい児が安心して生活出来るよう、携わる職員の資質向上のための研修受講の促進に努める</li> <li>・障がい児の職業体験の場の確保に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども通園センター・児童育成課・教育委員会等との連携</li> <li>・就労支援関係機関との連携</li> <li>・特別支援学校との連携</li> </ul>	一般就業者数	0人	増加
	保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体障害者手帳取得原因疾患のうち、健康を害し、障害となるケースが増えている「心臓病」「腎臓病」の予防が必要</li> <li>●早期からの療育支援や就園・就学後の就労、日中活動への支援が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診断や訪問指導などにより、障がいの早期発見に努め、児童発達支援などの早期療育に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診断や訪問・栄養指導</li> <li>・保健師・栄養士等の連携により、生活習慣病（心臓病・腎臓病）の予防に努める</li> </ul>	各種検診や母親学級などから、障がい者への相談を受ける。	随時	実施
	雇用・就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神障がい者には、日中の居場所や就労に向けた支援が必要</li> <li>●福祉施設利用者から一般就労移行への不安の解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援関係機関と連携し、必要な支援技術の提供に努める</li> <li>・障害者雇用率制度による法定雇用率の達成促進や、障がい特性に応じたさまざまな雇用形態（短期間雇用・グループ雇用等）の活用を努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労する側も雇用する側も良い関係で仕事が継続して行えるよう、また、離職した際にも再度やり直しができるよう、就労支援関係機関との連携を深める</li> <li>・物品等調達方針による就労する施設等からの優先調達に努める</li> </ul>	就労支援会議の実施  優先調達実績	無し 有り	適宜開催 増加
施設入所者の 地域生活への移行  障がい者支援の 提供体制の整備	相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●気軽に相談できる場が必要</li> <li>●利用者数が減少しているサービスについての現状把握・利用者の希望確認が必要</li> <li>●一人ひとりの希望や状況に応じた聞き取りを行い、できる限り、本人の望む生活を維持することが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定特定相談支援事業所による計画相談を推進する</li> <li>・ライフステージで途切れることなく、支援の継続・調整を図るため、関係機関と連携する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターの設置（設置済）</li> <li>・子ども通園センター・教育委員会等との連携（特別支援連携協議会での協議）</li> <li>・特定相談支援事業所の指定（指定済）</li> </ul>	基幹相談支援センター協議会の開催  特定相談支援事業所数	設置 無し 3箇所	維持 開催 維持
	権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>●成年後見制度利用支援事業の周知が必要</li> <li>●申立支援には、専門的な部署や職員が必要</li> <li>●障がい者に対する虐待の実態把握が必要</li> <li>●日常生活自立支援事業の周知が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度利用支援事業の普及に努める</li> <li>・成年後見制度・日常生活自立支援事業の周知に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度利用支援事業（実施済）</li> <li>・障害者虐待防止センターの設置（設置済）</li> </ul>	成年後見制度利用者数	2人	増加
	生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他の地域に出なくとも、必要な在宅サービスや医療的ケアを適切に利用できるような体制整備</li> <li>●相談支援体制の充実</li> <li>●誰もが社会参加できるような「共生型社会」に向けて環境・支援体制が必要</li> <li>●公共交通機関が少ないため外出が不便</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通のあり方について、関係機関を含め検討し、公共交通環境の整備に努める</li> <li>・障がい者の単身生活の安定のため、地域移行支援コーディネーターとの連携や、常時の相談対応等、地域の居住支援体制の確保に努める</li> <li>・障がいの状況に応じて、必要な情報を必要な時に容易に入手できる体制整備に努める</li> <li>・聴覚障がいに対応した手話通訳者、要約筆記者の養成を推進し、派遣体制の充実に努める</li> <li>・障がい者のニーズを把握し、日常生活用具の給付を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー新法の目的に沿えるよう、建築物の新改築に努める</li> <li>・新たな公共交通に関する調査・検討</li> <li>・地域移行支援事業</li> <li>・地域生活支援拠点の整備に向けた広域での検討</li> <li>・情報発信体制の整備</li> <li>・手話団体との協議</li> <li>・日常生活用具給付事業</li> </ul>	障がい福祉サービス提供事業の充実(新規事業者数)  地域生活支援拠点の整備	無し 無し	増加 共同整備
	防災・防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時に一人で避難できないとする方が多い。</li> <li>●人工透析を受けているが、冬季の吹雪等による災害の対応が心配</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の支援体制を整備する</li> <li>・災害弱者を把握し、自主防災組織等と協働し、防災訓練等を通して災害時の安否確認に備える</li> <li>・福祉施設・医療機関等と協議のうえ、福祉避難所を指定する</li> <li>・被災後の心のケア体制の整備に努める</li> <li>・日頃からの見守りや声掛け等のできる組織体制の構築に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要支援者台帳の整備（整備済）</li> <li>・災害時要支援者台帳の活用（モデル事業実施済）</li> <li>・福祉避難所の指定（整備済）</li> <li>・連絡体制の整備（整備済）</li> <li>・見守り体制の整備（整備済）</li> <li>・冬季の人工透析患者の病院への送迎体制を整える</li> </ul>	冬季の人工透析患者の病院への送迎体制の整備	維持	維持

## 斜里町地域自立支援協議会要綱

平成20年9月30日

要綱第17号

改正 平成24年3月30日要綱第14号

平成25年3月25日要綱第7号

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉システムづくりを協議するための斜里町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 地域の社会資源の開発、改善
- (5) 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談体制整備事業の活用に関する協議
- (6) 権利擁護等の分野別のサブ協議会等の設置、運営等
- (7) その他障害福祉推進に関すること

(委員)

第3条 協議会の委員は、15名以内をもって構成し、次に掲げる者のうちから、町長が選任する。

- (1) 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育、雇用関係機関、企業
- (4) 障害者関係団体
- (5) 識見を有する者
- (6) その他町長が必要と認める者

(役員等)

第4条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

## 資料編

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長の指名した委員をもって充て、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、会議及びこの活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、民生部保健福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

2 最初に選任される委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、選任された日から平成22年3月31日までとする。

3 最初に招集される協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成24年要綱第14号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年要綱第7号)

この要綱は、公布の日から施行する。

## 斜里町の障がい者福祉施策

事業名	事業概要	開始年度
重度心身障害者援 護資金支給事業	重度の心身障がい者に対し援護資金を支給し、自立心の高揚と安定を図るため世帯の前年の年収が2級障害基礎年金以下の世帯が対象（同居者1人につき、380,000円を加える） 障がい者手帳1、2級・療育手帳Aの所持者／月額3,000円を支給	S48 H15見 直し
腎臓機能障害者通 院交通費扶助事業	腎臓機能障がい者が人工透析療法を受けるため、斜里町外の医療機関へ通院する交通費を補助する。（道補助金を差し引いた額）	S55
重度心身障害者交 通費扶助事業 （福祉ハイヤー）	重度障がい者の生活圏の拡大を図るため、ハイヤーを利用する場合その料金（基本料）を助成する。 ・対 象 身体障害者手帳 下肢、体幹、視覚、内部1・2級 療育手帳 A ・助成額 基本料金 1カ月4枚 年間 48枚	S56
精神障害者医療費 補助事業	精神障がい者の入院医療費の1/3を助成する。	S55
斜里町精神障害者 社会復帰活動事業 訓練手当	精神障がい者が社会復帰のために北海道精神保健職親事業における社会適応訓練期間を終了し、さらに社会適応訓練を希望し、その訓練に従事する精神障がい者に対する訓練手当を支給する。 ・月25日以内 日額1,000円	H5
斜里地域子ども通 園センター設置事 業	心身に障がい等のある児童に対して、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練などの療育を行う。 ・指導員5名 ・3町共同運営	H5
身体障害者住宅整 備資金貸付事業	身体障がい者の障害に適合するよう住宅を整備するものに対し、資金の貸付を行う。 貸付金 新築 100万円 増築 150万円 改築 150万円 貸付対象 身障手帳1・2級と3・4級の視覚・肢体障害者	H5

斜里地域子ども通園センター交通費助成事業	心身に障がい等がある児童が、相談・観察・訓練のため施設に通所するための交通費を助成する。 助成対象 自宅から施設までの距離が10 km以上	H5
斜里地域子ども通園センター利用料の負担軽減	心身に障がい等がある児童が、相談・観察・訓練のため施設を利用する利用料を免除する。	H5
在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成	在宅酸素療法及び人工呼吸療法医療用器具の使用料の一部を助成する。	H8
知的障害者社会参加助成事業	在宅の知的障がい者の社会参加を促すため、福祉就労対策事業を実施。 ・週1～2回 2～3時間軽労働 1回1,000円	H15

## 用語解説

法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

### 【い】

#### ●育成医療（いくせいりょう）

身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療。以前は児童福祉法に基づく制度であったが、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、平成18年4月からは自立支援医療の一種として位置付けられている。

#### ●意思疎通支援（いしそつうしえん）

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等その他の日常生活を営むのに支障がある障がい者につき、手話通訳等（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。）を行う者の派遣を行う事業をいう。（法第77条第6項）

#### ●移動支援（いどうしえん）

障がい者等が円滑に外出することができるようにする支援をいう。（法第5条第27項）

#### ●医療型児童発達支援（いりょうがたじどうはったつしえん）

上肢・下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するものに通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。（児童福祉法第6条2の2第3項）

### 【え】

#### ●ALS（エーエルエス）（＝筋萎縮性側索硬化症）

→「筋萎縮性側索硬化症」を参照のこと。

### 【か】

#### ●介護給付（かいごきゅうふ）

「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「療養介護（医療に係るものを除く）」、「生活介護」、「短期入所（ショートステイ）」、「重度障害者等包括支援」、「施設入所支援」をいう。（法第28条第1項）

【き】

●基本相談支援（きほんそうだんしえん）

地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。（法第五条第20項）

●共同生活援助（きょうどうせいかつえんじょ）（＝グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。（法第五条第18項）

●強度行動障害（きょうどうこうどうしょうがい）

自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など障がい者本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こり、特別な支援が必要な状態をいう。

※医学用語ではなく、行政・福祉において用いられる用語

●居住系サービス（きょじゅうけいさーびす）

「共同生活援助（グループホーム）」、「自立生活援助」及び「施設入所支援」をいう。

●居宅介護（きょたくかいご）（＝ホームヘルプ）

障がい者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（法第五条第2項）

●居宅訪問型児童発達支援（きょたくほうもんがたじどうはったつしえん）

重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障がい児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（児童福祉法第6条2の2第5項）

●筋萎縮性側索硬化症（きんいしゆくせいそくさくこうかしょう）（＝ALS）

重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患で、運動ニューロン病の一種。極めて進行が速く、半数ほどが発症後3年から5年で呼吸筋麻痺により死亡する（人工呼吸器の装着による延命は可能）。治癒のための有効な治療法は現在確立されていない。

【く】

●グループホーム（ぐるーぷほーむ）

→「共同生活援助（きょうどうせいかつえんじょ）」を参照のこと。

●訓練等給付（くんれんとうきゅうふ）

「自立訓練」、「就労選択支援」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「就労定着支援」、「自立生活援助」及び「共同生活援助（グループホーム）」をいう。（法第28条第2項）

【け】

●計画相談支援（けいかくそうだんしえん）

→「サービス利用支援」、「継続サービス利用支援」を参照のこと。

●継続サービス利用支援（けいぞくさーびすりょうしえん）

障害者総合支援法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障がい者若しくは障がい児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）又は第51条の5第1項の規定により地域相談支援給付決定を受けた障がい者（以下「地域相談支援給付決定障がい者」という。）が、第23条に規定する支給決定の有効期間又は第51条の8に規定する地域相談支援給付決定の有効期間内において継続して障害福祉サービス又は地域相談支援を適切に利用することができるよう、当該支給決定障がい者等又は地域相談支援給付決定障がい者に係るサービス等利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下同じ。）が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該支給決定障がい者等の障害福祉サービス又は当該地域相談支援給付決定障がい者の地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び当該支給決定に係る障がい者等又は当該地域相談支援給付決定に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい者等又は障がい児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。  
新たな支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は支給決定の変更の決定若しくは地域相談支援給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該支給決定等に係る障がい者又は障がい児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。（法第5条第24項）

●権利擁護（けんりようご）

お金の管理や契約に関することに不安がある・頼れる家族がいない場合などには、成年後見制度を利用できます。地域支援係で成年後見制度が必要と判断した場合は、申し立てなどの支援をします。→「成年後見制度（せいねんこうけんせいど）」を参照のこと。

【こ】

●更生医療（こうせいりょう）

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療。以前は、身体障害者福祉法に基づく制度であったが、平成18年4月からは、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、自立支援医療の一種として位置付けられている。

●高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害・注意障害・社会的行動障害などの認知障害等のこと。

●行動援護（こうどうえんご）

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（法第5条第5項）

●コーチング（こーちんぐ）

対話によって相手の自己実現や目標達成を図る技術であるとされる。相手の話をよく聴き（傾聴）、感じたことを伝えて承認し、質問することで、自発的な行動を促すとするコミュニケーション技法である。

●個別給付（こべつきゅうふ）

法における①介護給付、②訓練等給付、③自立支援医療、④補装具の制度をいう。

【さ】

●サービス利用支援（さーびすりょうしえん）

障害者総合支援法第20条第1項若しくは第24条第1項の申請に係る障がい者等又は第51条の6第1項若しくは第51条の9第1項の申請に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい者等又は障がい児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「サービス等利用計画案」という。）を作成し、第19条第1項に規定する支給決定（次項において「支給決定」という。）、第24条第2項に規定する支給決定の変更の決定（次項において「支給決定の変更の決定」という。）、第51条の5第1項に規定する地域相談支援給付決定（次項において「地域相談支援給付決定」という。）又は第51条の9第2項に規定する地域相談支援給付決定の変更の決定（次項において「地域相談支援給付決定の変更の決定」という。）（以下「支給決定等」と総称する。）が行われ

た後に、第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者その他の者（次項において「関係者」という。）との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該支給決定等に係る障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画（以下「サービス等利用計画」という。）を作成することをいう。（法第5条第24項）

●三障害（さんしょうがい）

身体障害、知的障害及び精神障害を指すが、法においては身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障がい者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者（知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。）のうち18歳以上である者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障がい児（身体に障がいのある児童又は知的障がいのある児童）及び精神障がい者のうち18歳未満である者をいう。

【し】

●支援費制度（しえんひせいど）

行政が障がい者に必要な福祉サービスを決めていた措置制度を見直し、障がい者の自己決定を尊重し、障がい者自らがサービスを選択し、サービスを提供する指定事業者・施設との直接契約によりサービス利用をする仕組み。平成15年4月から施行された。障がい者の申請により市町村が支援費の支給決定を行った支給決定障がい者が都道府県知事の指定を受けた指定事業者・施設より選択し、契約を行った上で障害福祉サービスを受けた場合の費用を市町村が支援費として支給する制度。身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）上の居宅支援及び施設支援、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の居宅支援が対象であったが、平成18年3月31日をもって事業が終了し、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に引き継がれ、障害福祉サービス等の新体系サービスとして再構築された。

●施設入所支援（しせつにゆうしょしえん）

その施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（法第5条第10項）

●児童発達支援（じどうはったつしえん）

障がい児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（児童福祉法第6条2の2第2項）

●重度障害者等包括支援（じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん）

常時介護を要する障がい者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供することをいう。（法第5条第9項）

●就労移行支援（しゅうろういこうしえん）

就労を希望する障がい者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（法第5条第14項）

●就労継続支援（しゅうろうけいぞくしえん）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（法第5条第15項）

●就労選択支援（しゅうろうせんたくしえん）

就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして①厚生労働省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の②厚生労働省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の③厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（法第5条第13項）

●就労定着支援（しゅうろうていちゃくしえん）

就労に向けた支援として新たに雇用された障がい者に対して、一定期間にわたり就労継続を図るために事業主、サービス提供者、医療機関等の調整を図る。（法第5条第16項）

●重症心身障害（じゅうしょうしんしんしょうがい）

身体的・精神的障害が重複し、かつそれぞれが重度である状態。昭和46年の大島一良の定義によれば、知能指数35以下で運動機能としては座位以下の発達で止まる状態をさす。文部省（現・文部科学省）の定義では、運動能力がそれ以上でも行動異常・盲・ろうを合併する場合は、重症心身障害としている。日赤産院小児科の小林医師らの問題提起によって対策が進み、昭和36年以後、島田療育園（現・島田療育センター）等の施設が設立され、昭和42年には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の中に位置づけられた。

●重度訪問介護（じゅうどほうもんかいご）

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。（法第5条第3項）

●障害児通所支援（しょうがいじつうしょしえん）

「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「居宅訪問型児童発達支援」及び「保育所等訪問支援」をいう。（児童福祉法第6条2の2）

●障害者総合支援法（しょうがいしゃそうごうしえんほう）

平成17年法律第123号。平成18年4月1日施行。ポイントは、①障がい者の福祉サービスを一元化、②障がい者がもっと「働ける社会に」、③地域の限られた社会資源を活用できるように「規制緩和」、④公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」、⑤増大する福祉サービス等の費用を皆で支えある仕組みの強化である。平成15年度に支援費制度が導入されたが、①サービス利用者が急増したこと、②サービス利用基準の不透明性、③サービスの地域格差の拡大の問題等が浮きぼり、新たな障害施策の構築が急がれ制定されたものである。正式名称は『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』。

●障害福祉サービス（しょうがいふくしサービス）

総合的な自立支援システムを構築するために、従来の支援費制度等のサービスを新たなサービス体系に移行した。法においては、「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「療養介護」、「生活介護」、「短期入所（ショートステイ）」、「重度障害者等包括支援」、「施設入所支援」、「自立訓練」、「就労選択支援」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「就労定着支援」、「自立生活援助」及び「共同生活援助（グループホーム）」を規定している。（法第5条）

●ショートステイ（しょーとすてい）

→「短期入所（たんきにゅうしょ）」を参照のこと。

●自立訓練（じりつくんれん）

障がい者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（法第5条第12項）

●自立支援医療（じりつしえんいりょう）

障がい者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。（法第5条第25項）

●自立支援協議会（じりつしえんきょうぎかい）

「障がい者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に  
応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関す  
る各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談  
に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障  
がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者  
等の権利の擁護のために必要な援助を行う」（法第77条第3項）ためのケース会議等の場。

●自立生活援助（じりつせいかつえんじょ）

施設を利用していた障がいのある人が自立した日常生活を営む上で、各諸の問題に対して、一  
定期間にわたる定期的な巡回訪問により、相談、助言、援助を行うこと。（法第5条第17項）

【せ】

●生活介護（せいかつかいご）

常時介護を要する障がい者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障  
害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介  
護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること  
をいう。（法第5条第7項）

●精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム

（せいしんしょうがいしゃにもたいおうしたちいきほうかつけあしすてむ）

「地域生活中心」という理念を基軸としながら、精神障がい者の一層の地域移行を進めるため  
の地域づくりを推進する観点から、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮  
らしができるように、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的  
に確保されたシステム。

●成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

不動産や預貯金などの管理、介護などへのサービスや施設への入所などに関する契約といった  
場面において適切な判断をすることが難しくなった障がい者・高齢者の方を支援する制度。

【そ】

●相談支援（そうだんしえん）

基本相談支援、「地域相談支援」及び「計画相談支援」をいい、「地域相談支援」とは、地域  
移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービ  
ス利用支援をいい、「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事  
業をいい、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をい  
う。（法第5条第19項）

●相談支援事業（そうだんしえんじぎょう）

相談支援を行う事業をいう。（法第5条第19項）

●ソーシャルインクルージョン（そーしゃるいんくるーじょん）

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念をいう。

●ソーシャルスキルトレーニング（そーしゃるすきるとれーにんぐ）

困難を抱える状況の総体を「ソーシャルスキル」と呼ばれるコミュニケーション技術の側面から捉え、その技術を向上させることによって困難さを解決しようとする技法をいう。

【た】

●短期入所（たんきにゅうしょ）（＝ショートステイ）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

（法第5条第8項）

【ち】

●地域移行支援（ちいきいこうしえん）

障害者支援施設、のぞみの園若しくは第1項若しくは第6項の厚生労働省令で定める施設に入所している障がい者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第89条第4項において同じ。）に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（法第5条第21項）

●地域活動支援センター（ちいきかつどうしえんせんたー）

障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。（法第5条第28項）

機能強化事業における類型は以下のとおり。

①地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。

②地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労等が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

③地域活動支援センターⅢ型

地域の障がい者のための援護対策として、通所による援護事業を実施する。（平成18年度限り。）

④その他（北海道が認めるもの）

(1)地域活動支援センターⅣ型

I型からⅢ型への移行が困難な法人で、通所による援護事業を実施する。

(2)地域活動支援センターⅤ型

I型からⅢ型への移行が困難である任意団体等が法人格を取得することを条件に、通所による援護事業を実施する。

●地域共生社会（ちいききょうせいしゃかい）

制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごと繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

●地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう）

個別給付以外で、地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟に実施される方が効果的・効率的であり、好ましい事業を指し、①相談支援、②意思疎通支援、③日常生活用具の給付、④移動支援、⑤地域活動支援センター事業が義務事業となっている。（法第77条第1項、第78条、第88条第2項第3号、第89条第2項第4号、第94条第6項及び第95条第2項第2号）

●地域自立支援協議会（ちいきじりつしえんきょうぎかい）

地域（市町村等）単位の自立支援協議会をいう。

→「自立支援協議会（じりつしえんきょうぎかい）」を参照のこと。

●地域定着支援（ちいきていちゃくしえん）

居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、当該障がい者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の厚生労働省令で定める場合に相談その他の便宜を供与することをいう。（法第5条第22項）

【と】

●同行援護（どうこうえんご）

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（法第5条第4項）

【に】

●日常生活用具（にちじょうせいかつようぐ）

日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。（法第77条第6項）

次の3つの要件をすべて満たすものをいう。

- ①安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。
- ②日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの。
- ③製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの。

●日中活動系サービス（にっちゅうかつどうけいさーびす）

「療養介護」、「生活介護」、「短期入所（ショートステイ）」、「自立訓練」、「就労選択支援」、「就労移行支援」、「就労継続支援」及び「就労定着支援」を指す。

【の】

●農福連携等推進ビジョン（のうふくれんけいとうすいしんびじょん）

農福連携とは、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画の実現を促進する取り組みを指します。年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや、障がい者の生活の質の向上等が期待されています。農福連携等推進会議が令和元年6月に取りまとめた「農福連携等推進ビジョン」では、令和6年までに3,000の新たな農福連携の取り組みを全国で創出すること等を目標に掲げています。

●ノーマライゼーション（のーまらいぜーしょん）

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。

【は】

●バリアフリー新法（ばりあふりーしんぽう）

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の通称。高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。

【へ】

●ペアレントトレーニング（ぺあれんととれーにんぐ）

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障害の特性をふまえた褒め方や叱り方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの。

●ペアレントプログラム（ぺあれんとぷろぐらむ）

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラム。発達障害やその傾向にある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。

●ペアレントメーター（ぺあれんとめーたー）

発達障害のある子育てを自ら経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。

【ほ】

●保育所等訪問支援（ほいくしょうほうもんしえん）

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障がい児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。（児童福祉法第6条2の2第6項）

●放課後等デイサービス（ほうかごとうでいさーびす）

学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。（児童福祉法第6条2の2第4項）

●訪問系サービス（ほうもんけいさーびす）

「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「行動援護」、及び「重度障害者等包括支援」を指す。

●ホームヘルプ（ほーむへるぷ）

→「居宅介護（きょたくかいご）」を参照のこと。

●補装具（ほそうぐ）

障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。（法第5条第26項）

次の3つの要件をすべて満たすものをいう。

①身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたものであること。

②身体に装着又は装用して日常生活又は就学、就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するものであること。

③給付に際して専門的な知見を要するものであること。

平成30年4月より、一部貸与もできることとなった。

【り】

●療育（りょういく）

「肢体不自由の父」といわれる高木憲次の造語であり、療は医療を、育は養育・保育・教育を意味し、「療育とは、時代の科学を総動員した、肢体不自由をできるだけ克服し、自活の途が立つように育成することである」と定義された。

●療養介護（りょうようかいご）

医療を要する障がい者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいい、「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。（法第5条第6項）

## 斜里町地域自立支援協議会 委員名簿

関係機関団体名	職 名	氏 名	備 考
斜里福祉会 日の出学園	施設長	山田 省	
斜里町社会福祉協議会	事務局長	林 宏樹	会長
知床みさきの風	代表	畔木 節子	
ひとり窓共同作業所	代表理事	金田 幸一	
斜里地域訪問看護ステーション	所長	堀 博美	
斜里町商工会	事務局長	清信 輝雄	
斜里町産業部商工観光課	課長	河井 謙	
斜里町身体障害者協会	会長	山崎悠紀雄	
斜里町手をつなぐ親の会	理事	林川 渉	
身体障がい者相談員	相談員	中島 規江	
知的障がい者相談員	相談員	佐山 直美	
斜里町民生児童委員協議会	障がい者部会長	久野 美恵子	副会長
斜里町民生児童委員協議会	障がい者副部会長	大瀬 昇	
斜里地域子ども通園センター	児童発達支援管理責任者	工藤 聖士	
相談室ともに	相談支援専門員	遠藤 篤	
相談支援事業所ゆい	相談支援専門員	高橋 知美	
株式会社リーチアウト	サービス管理責任者	奥山 玲子	
斜網地域障がい者基幹相談支援センター	相談員	千葉 礼子	

事務局	民生部長	高橋 佳宏
	地域福祉課長	玉置 創司
	福祉係長	門馬 純子
	福祉係	佐々木啓太

## ○計画策定関連

自立支援協議会開催経過

令和5年度 第1回 令和5年10月13日

※障がい者計画諮問 令和6年1月22日

※ 〃 答申 令和6年2月9日

北海道 保健福祉部 障がい者保健福祉課

**平成18年2月15日から「障害」のひらがな表記を試行的に実施しています**

## 1 目的

近年、障害の「害」という漢字の印象の悪さから、ひらがな表記にしている市町村や障害関係の施設、サービス事業者などが増加傾向にあります。

「害」の字をひらがなに表記することについては、様々な意見があり、「障害」という表現を変えるべきとの意見もありますが、現在は定着した用語がないのが実情となっています。

一方で、表記について議論を深めていくことは、ノーマライゼーション社会の実現に向けて、道民の意識醸成にもつながっていくことも期待されます。

そこで、道としては、「障害」のひらがな表記の取り組みを次のとおり試行的に実施するとともに、様々な機会を通じ、広く道民の皆様方の意見を伺うこととしました。

## 2 表記方法

次のように「障害」を「障がい」の表記に変更します。

- 「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状況を表す場合はひらがな表記とします。

障害という言葉が単語あるいは、熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状況を表す場合	障害者→「障がいのある方(人)」、「障がい者」
	身体障害者→「身体障がいのある方(人)」、「身体障がい者」
	知的障害者→「知的障がいのある方(人)」、「知的障がい者」
	精神障害者→「精神障がいのある方(人)」、「精神障がい者」

- 法令や固有名称などの表記は、従前どおりとします。

法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称	障害者基本法
	身体障害者福祉法
	身体障害者手帳
	身体障害者相談員、知的障害相談員
	北海道立心身障害者総合相談所
	北海道身体障害者リハビリテーションセンター
	北海道地方障害者施策推進協議会 など
現計画名	北海道障害者基本計画
事業等の固有名称	障害者110番
	重度心身障害者医療給付事業
	北海道発達障害者支援センター
	補助申請書、補助指令文等における事業名 など
行政内部の資料	予算関係の資料 など
医療用語など専門用語として漢字が適切な場合	肝機能障害、じん臓機能障害 など
変更することが不適切な場合	「高齢者・障害者」という文言などバランスを欠くとき

(出典) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/kanashiko.htm>

## 令和5年度 障害福祉サービス等 アンケート調査 実施要領

## 1 目的

- ・障がい者の生活状況や、今後必要な障害福祉サービスのニーズを把握し、第7期斜里町障がい福祉計画・障がい者計画・第3期障がい児福祉計画策定にかかる障がい者福祉施策の基礎資料とする。

## 2 対象者

- ・令和5年5月1日現在、身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳を保持し、斜里町内で生活されている方（施設入居者を除く）。

○令和5年5月1日現在の調査対象予定者：516人

身体障がい者 372人、知的障がい者 90人、精神障がい者 58人

※重複分（身障手帳と療育手帳、両方所持しているもの）7名含む

※難病医療受給者証所持者については、前々回調査時に網走保健所に名簿提供を求めているが、個人情報であり、名簿提供できないとの回答を頂いている経過がある。

## 3 実施時期

- ・令和5年6月2日（調査票発送）～令和5年6月26日（提出期限）

※投函期限及びWEBアンケートの期限は7月14日とし、7月14日（消印有効）までに到着したものは全て有効とする。

## 4 調査内容

## (1) 本人及び家族の生活状態（8問）

- ・回答者の年齢・性別・家族構成を確認する

## (2) 障害の状況について（8問）

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持の状況とその等級等を確認する

## (3) 住まいや暮らしについて（3問）

- ・家族と同居しているのか、福祉施設等に入所しているかを確認する

## (4) 日中活動や就労について（9問）

- ・外出時の状況や目的、日中の過ごし方、就労の意向等について確認する

## (5) 障害福祉サービスについて（2問）

- ・障害福祉サービスのニーズを把握する
- ・今後求められる障害福祉サービスについて把握し、現状のサービス内容の点検と新たな施策立案の参考とする

## 資料編

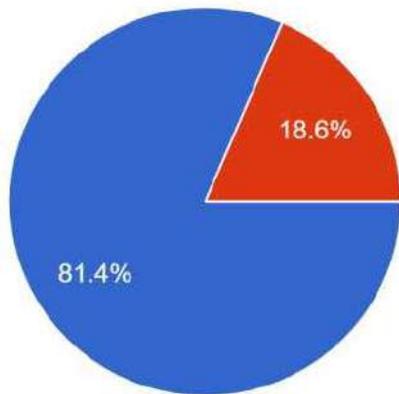
- (6) 相談相手・情報収集について（2問）
  - ・相談先の有無、情報の入手先について確認する
- (7) 権利擁護について（3問）
  - ・障がい者差別の状況や成年後見制度の認知度を確認する
- (8) 災害時の避難等について（3問）
  - ・災害時の介助の必要性等について確認する
- (9) 教育について（5問）
  - ・障がい児の教育状況について確認する

### 5 令和5年度 障害福祉サービス等 アンケート調査 結果

- ・ 対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳 保持者  
634人中、施設入所者及び町外在住者118人を除く、516人  
(第6期 562人)
- ・ 回答者 253名 (回収率49.1%) (第6期 342人 (回収率60.9%))  
締切日 7月14日
- ・ 結果 別紙のとおり
  - ・障がい者本人より記載していただいておりますので、多少記載に漏れがあることを踏まえて、集計しております。
  - ・自由記載は、32件ありました。(福祉分野だけでなく、交通・教育・就業など多岐のご意見をいただきました。)

お答えいただくのは、どなたですか。

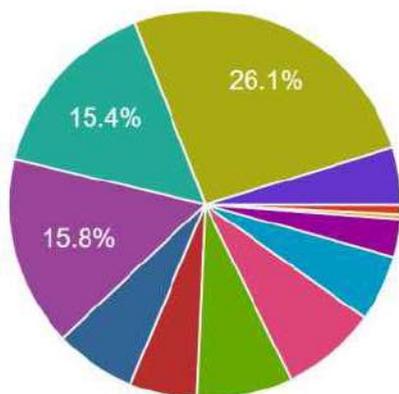
253 件の回答



● 本人	206人 (81.4%)
● 本人の家族	47人 (18.6%)
● 家族以外の介助者	0人 (0%)

あなたの年齢をお答えください（令和5年5月1日現在）

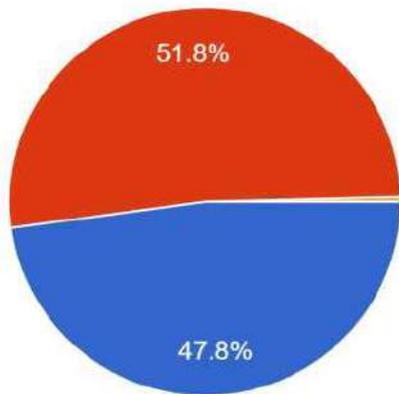
253 件の回答



● 0歳から5歳	0人 (0%)
● 6歳から12歳	2人 (0.8%)
● 13歳から15歳	1人 (0.4%)
● 16歳から18歳	0人 (0%)
● 19歳から29歳	8人 (3.2%)
● 30歳から39歳	14人 (5.5%)
● 40歳から49歳	20人 (7.9%)
● 50歳から59歳	20人 (7.9%)
● 60歳から64歳	14人 (5.5%)
● 65歳から69歳	17人 (6.7%)
● 70歳から74歳	40人 (15.8%)
● 75歳から79歳	39人 (15.4%)
● 80歳から89歳	66人 (26.1%)
● 90歳以上	12人 (4.7%)

## あなたの性別をお答えください

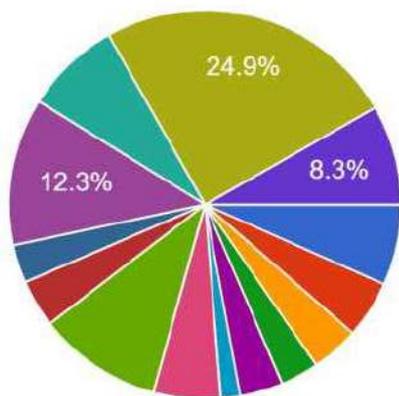
253 件の回答



- 男性 121人 (47.8%)
- 女性 131人 (51.8%)
- その他 1人 (0.4%)

## あなたがお住まいの地域はどこですか

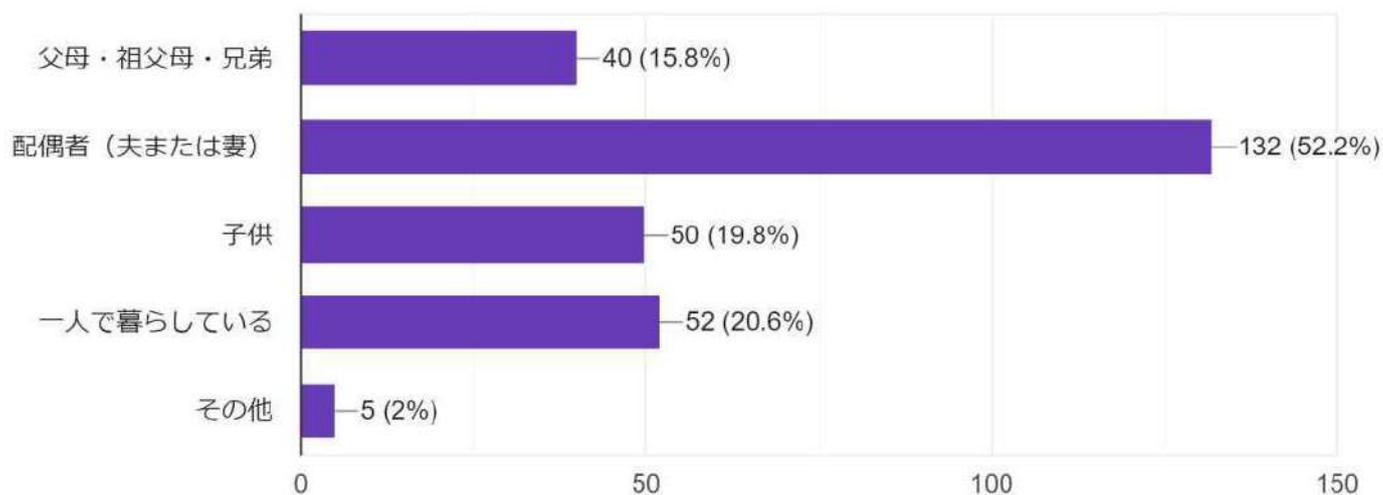
253 件の回答



- ウトロ・遠音別村 17人 (6.7%)
- 日の出・峰浜・朱円・越川 12人 (4.7%)
- 以久科北・以久科南 10人 (4.0%)
- 三井・豊里・来運 8人 (3.2%)
- 中斜里・美咲 9人 (3.6%)
- 川上・大栄 4人 (1.6%)
- 西町・港西町・豊倉 14人 (5.5%)
- 朝日町 26人 (10.3%)
- 本町 10人 (4.0%)
- 港町 8人 (3.2%)
- 光陽町 31人 (12.3%)
- 文光町 20人 (7.9%)
- 青葉町 63人 (24.9%)
- 新光町 21人 (8.3%)

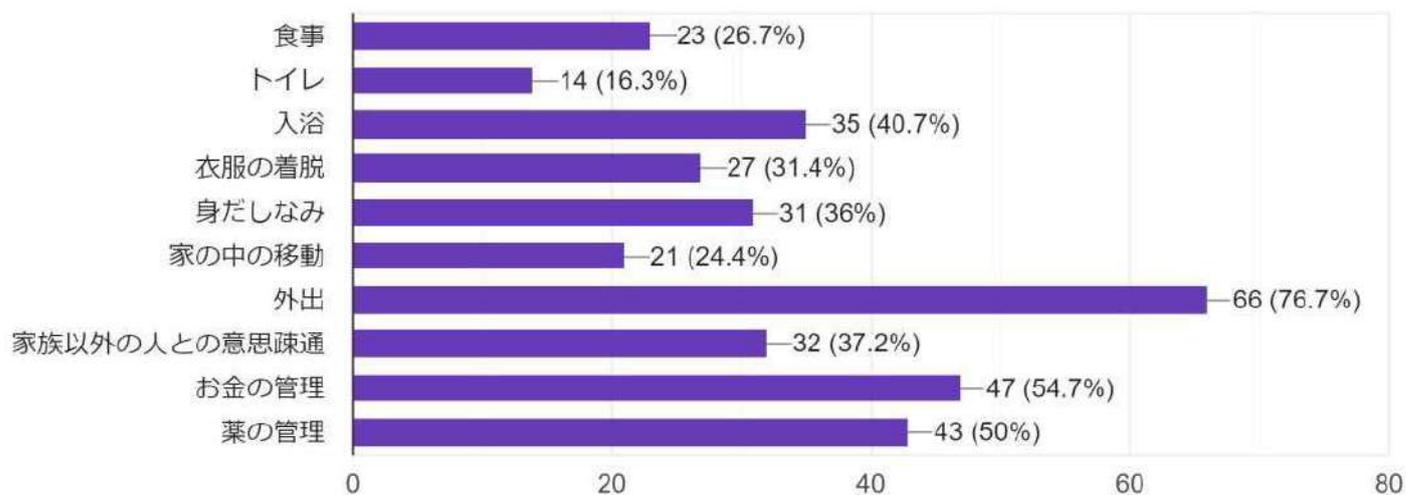
現在、あなたが一緒に暮らしている人はどなたですか。

253 件の回答



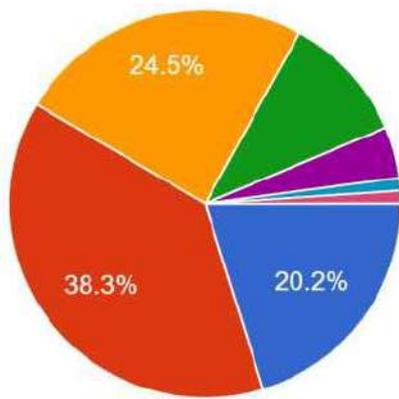
日常生活で、介助が必要な項目にチェックしてください。

86 件の回答



### あなたを介助してくれる人は主にどなたですか

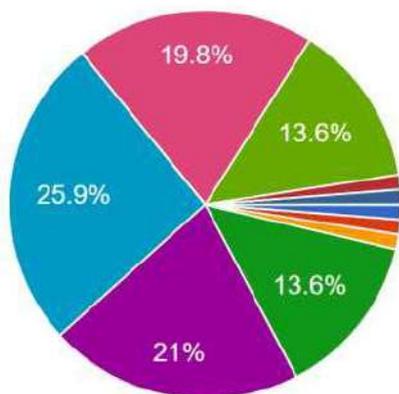
94件の回答



● 父母・祖父母・兄弟姉妹	19人 (20.2%)
● 配偶者	36人 (38.3%)
● 子ども	23人 (24.5%)
● ホームヘルパー・施設職員	10人 (10.6%)
● いない	4人 (4.3%)
● 無回答	1人 (1.1%)
● ボランティア	1人 (1.1%)

### あなたを介助してくれる家族の年齢を教えてください

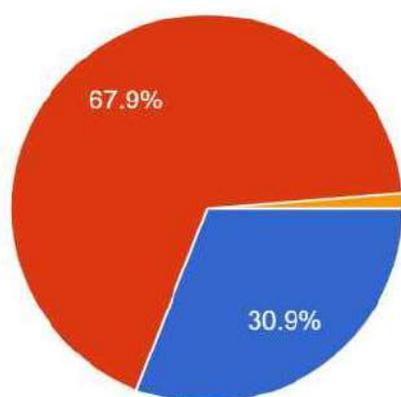
81件の回答



● 10代	1人 (1.2%)
● 20代	1人 (1.2%)
● 30代	1人 (1.2%)
● 40代	11人 (13.6%)
● 50代	17人 (21.0%)
● 60代	21人 (25.9%)
● 70代	16人 (19.8%)
● 80代	11人 (13.6%)
● 必要ない	1人 (1.2%)
● 90代	1人 (1.2%)

### あなたを介助してくれる家族の性別を教えてください

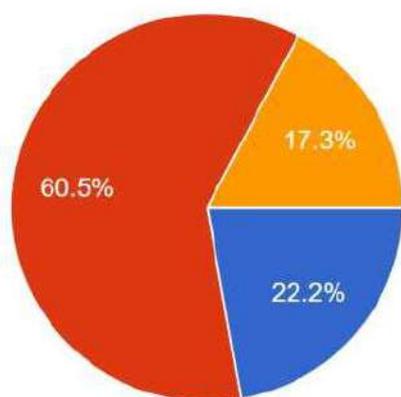
81件の回答



● 男性	25人 (30.9%)
● 女性	55人 (67.9%)
● 必要ない	1人 (1.2%)

### あなたを介助してくれる家族の健康状態を教えてください

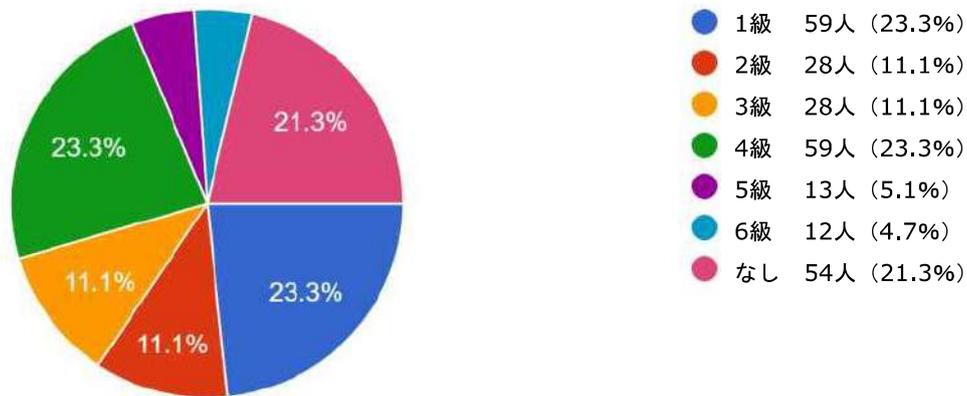
81件の回答



● よい	18人 (22.2%)
● ふつう	49人 (60.5%)
● よくない	14人 (17.3%)

## あなたは身体障害者手帳をお持ちですか

253 件の回答



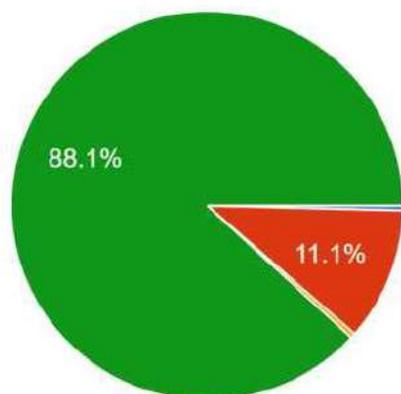
## 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障がい障害をお答えください

194 件の回答



### あなたは療育手帳をお持ちですか

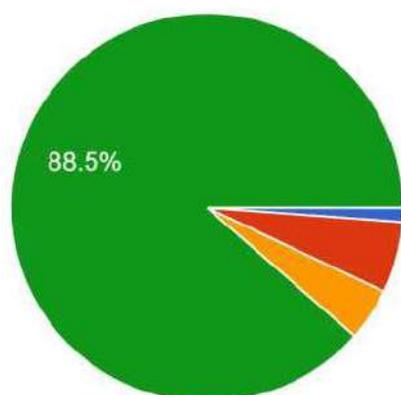
253 件の回答



- A判定 1人 (0.4%)
- B判定 28人 (11.1%)
- なし 223人 (88.1%)

### あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか

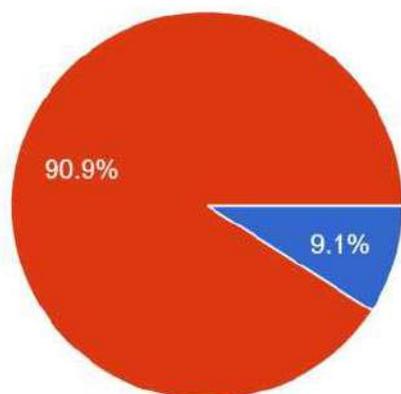
253 件の回答



- 1級 3人 (1.2%)
- 2級 15人 (5.9%)
- 3級 11人 (4.3%)
- 持っていない 224人 (88.5%)

あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか

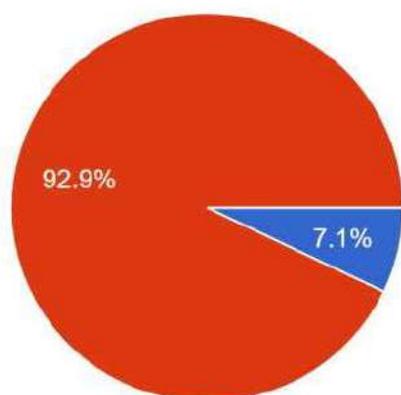
253 件の回答



- 受けている 23人 (9.1%)
- 受けていない 230人 (90.9%)

あなたは発達障害として診断されたことがありますか

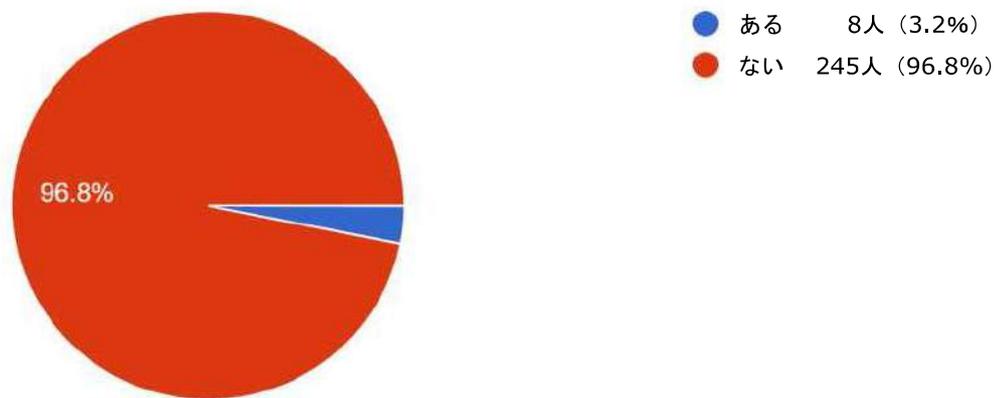
253 件の回答



- ある 18人 (7.1%)
- ない 235人 (92.9%)

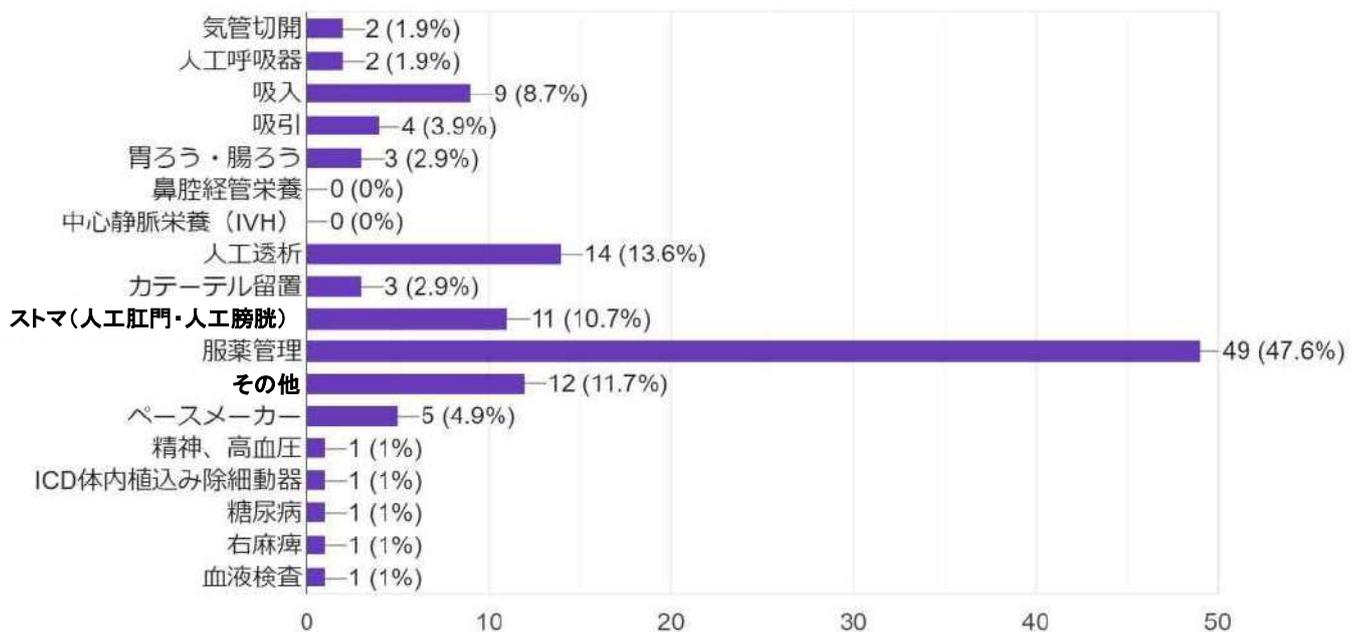
あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか

253 件の回答



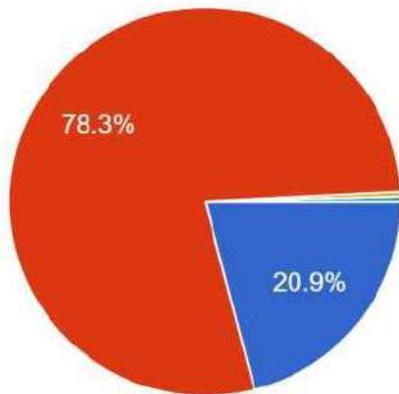
あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください

103 件の回答



### あなたは現在どのように暮らしていますか

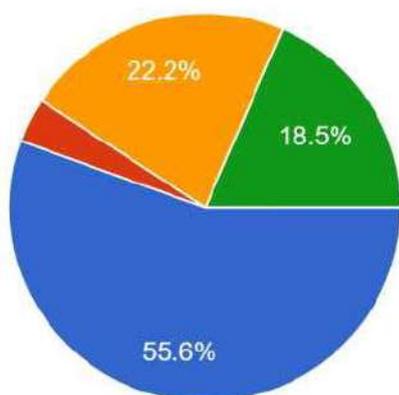
253 件の回答



- 一人暮らし 53人 (20.9%)
- 家族と暮らす 198人 (78.3%)
- グループホーム 1人 (0.4%)
- 娘家族 1人 (0.4%)

### あなたは将来地域で生活したいと思いますか

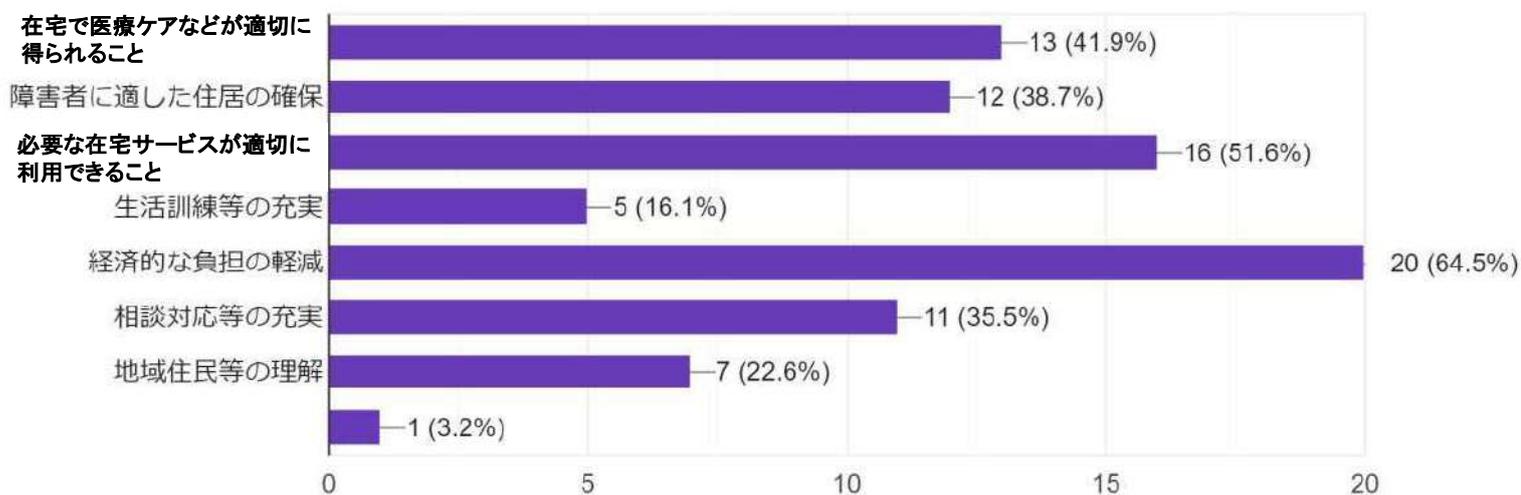
27 件の回答



- 今のまま生活 15人 (55.6%)
- グループホーム 1人 (3.7%)
- 家族と一緒に暮らしたい 6人 (22.2%)
- 一般住宅で一人暮らし 5人 (18.5%)

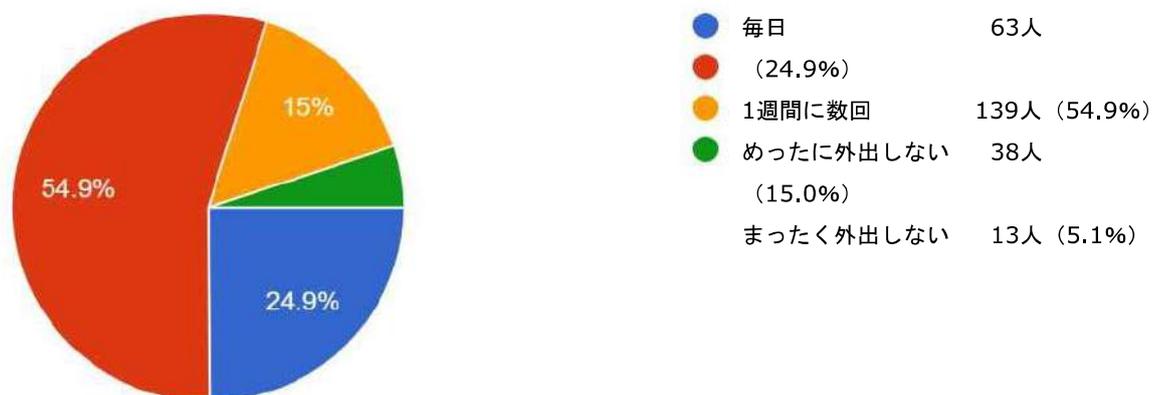
## 地域で生活するためには、どのような支援があれば良いと思いますか

31件の回答



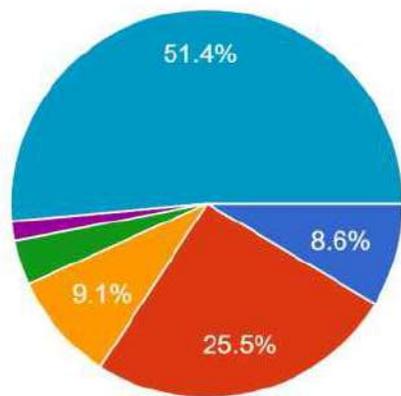
## あなたは、1週間にどの程度外出しますか

253件の回答



## あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか

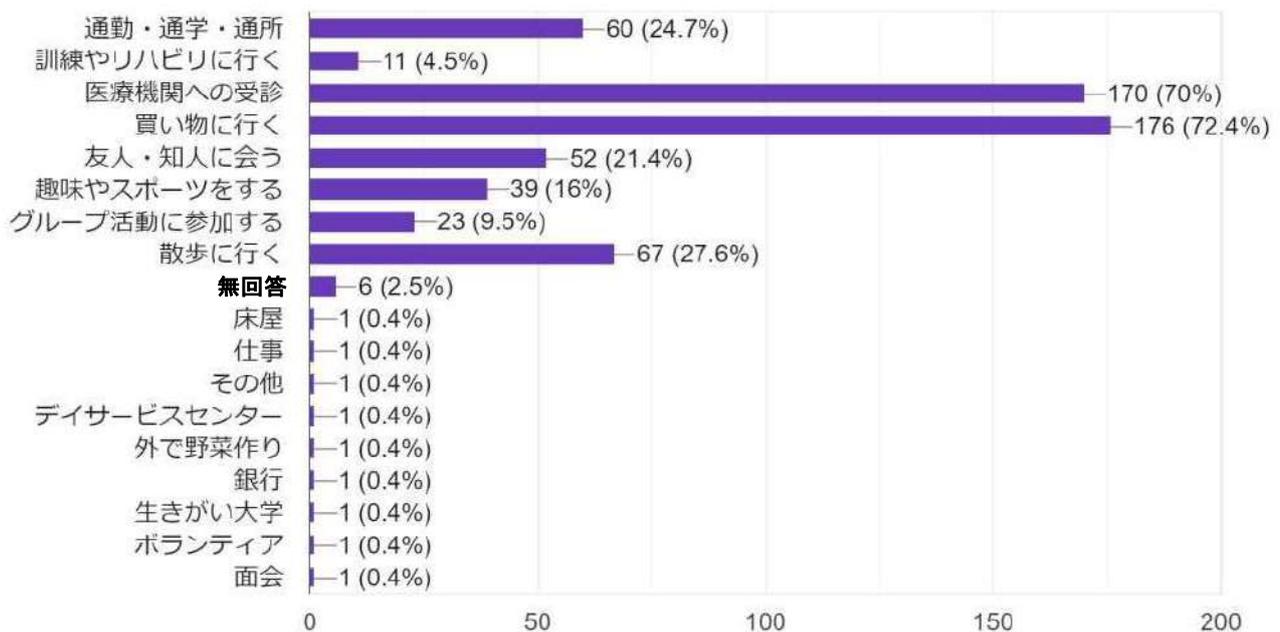
243 件の回答



● 父母・祖父母・兄弟姉妹	21人 (8.6%)
● 配偶者	62人 (25.5%)
● 子ども	22人 (9.1%)
● ホームヘルパーや施設職員	9人 (3.7%)
● その他	4人 (1.6%)
● ひとりでお出する	125人 (51.4%)

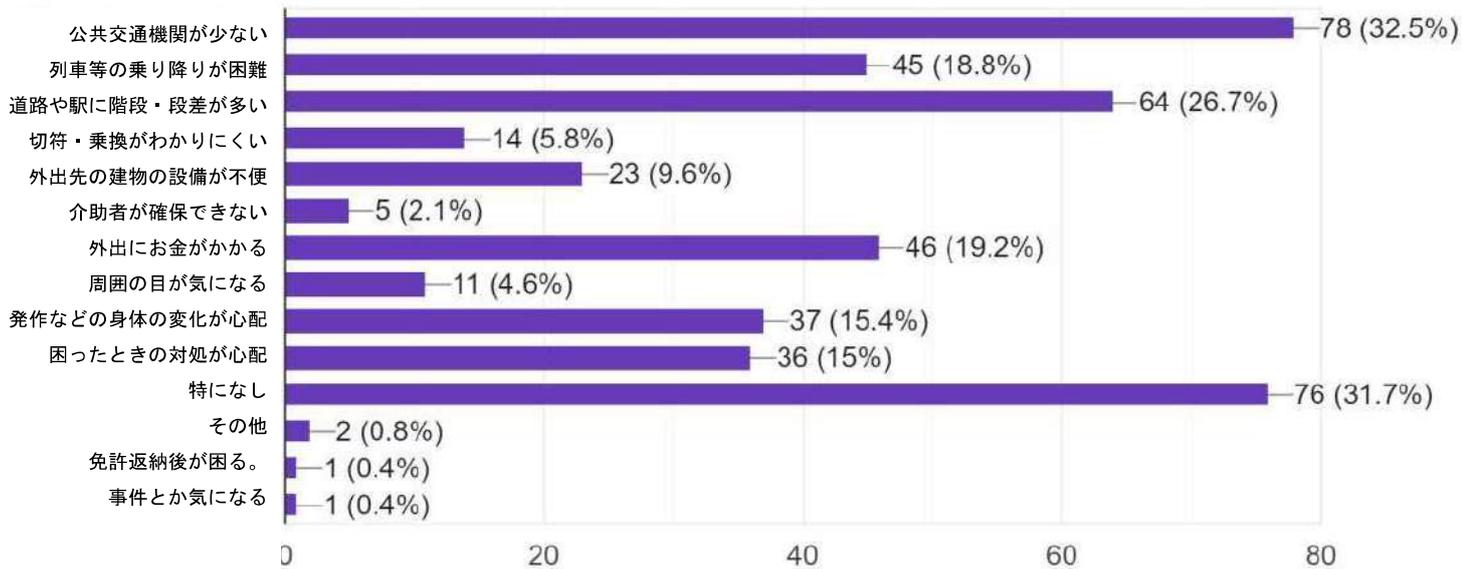
## あなたはどのような目的で外出することが多いですか

243 件の回答



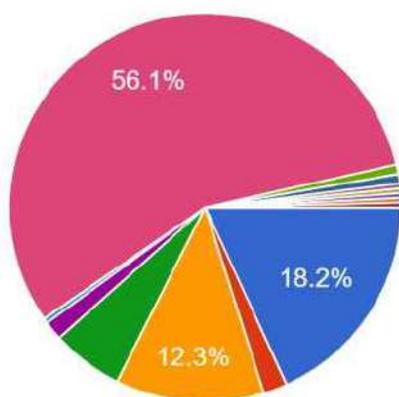
## 外出するときに困ることは何ですか

240 件の回答



## あなたは、平日の日中をどのように過ごしていますか

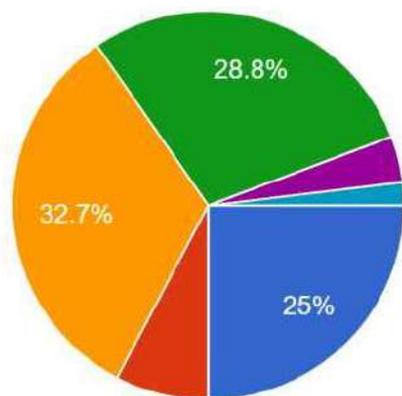
253 件の回答



- 会社勤務、自営業など収入を得て仕事をしている 46人 (18.2%)
- ボランティアなど収入を得ない仕事をしている 5人 (2.0%)
- 専業主婦（主夫）をしている 31人 (12.3%)
- 福祉施設、作業所等に通っている 15人 (5.9%)
- 病院などのデイケアに通っている 4人 (1.6%)
- リハビリテーションを受けている 1人 (0.4%)
- 自宅で過ごしている 142人 (56.1%)
- 入所している病院や施設等で過ごしている 2人 (0.8%)
- 特別支援学校に通っている 2人 (0.8%)
- 一般の小中学校、高校に通っている 1人 (0.4%)
- } その他 4人 (1.6%)

### どのような勤務形態で働いていますか

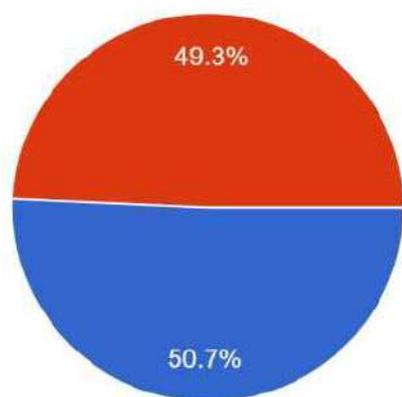
52件の回答



- 正職員で他の職員と勤務条件に違いはない 13人 (25.0%)
- 正職員で短時間勤務など配慮がある 4人 (7.7%)
- パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣社員 17人 (32.7%)
- 自営業 15人 (28.8%)
- 年金 2人 (3.7%)
- 働いていない 1人 (1.8%)

### あなたは今後収入を得る仕事をしたいと思えますか

71件の回答



- 仕事をしたい 36人 (50.7%)
- 仕事をしたくない、できない 35人 (49.3%)

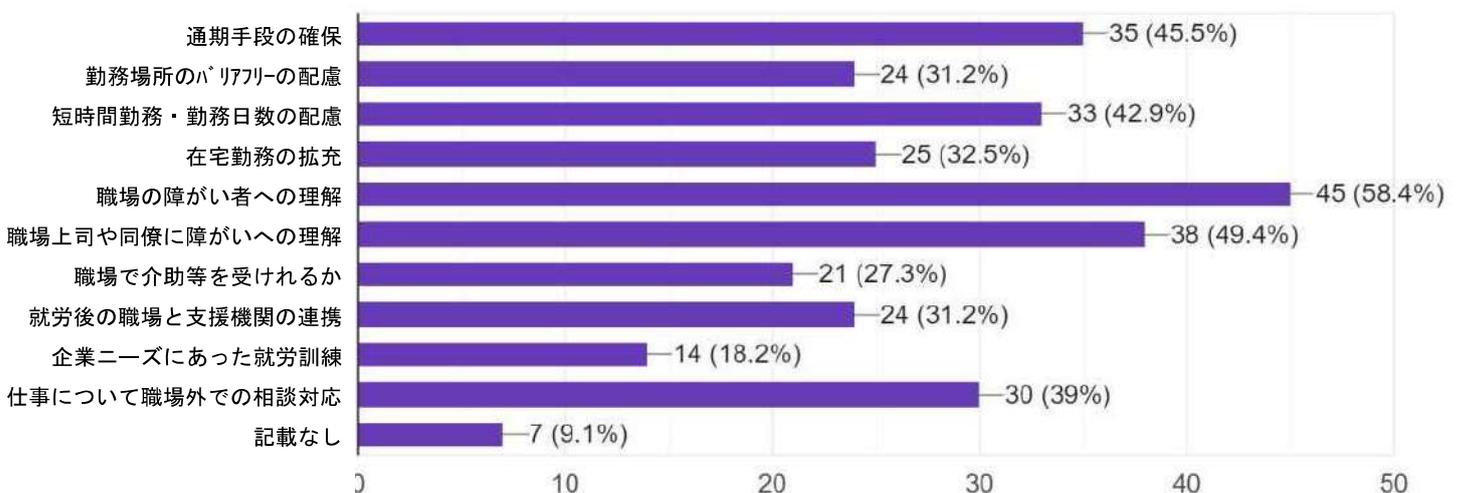
### 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか

67件の回答



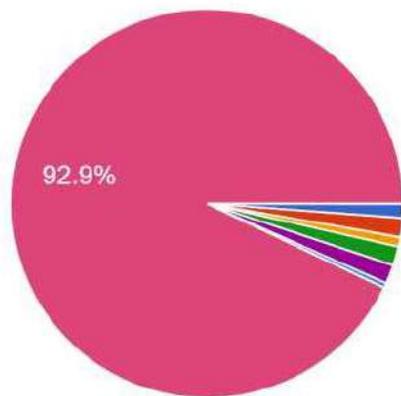
### あなたは、障害者への就労支援にどのようなことが必要だと思いますか

77件の回答



## あなたは障害支援区分の認定を受けていますか

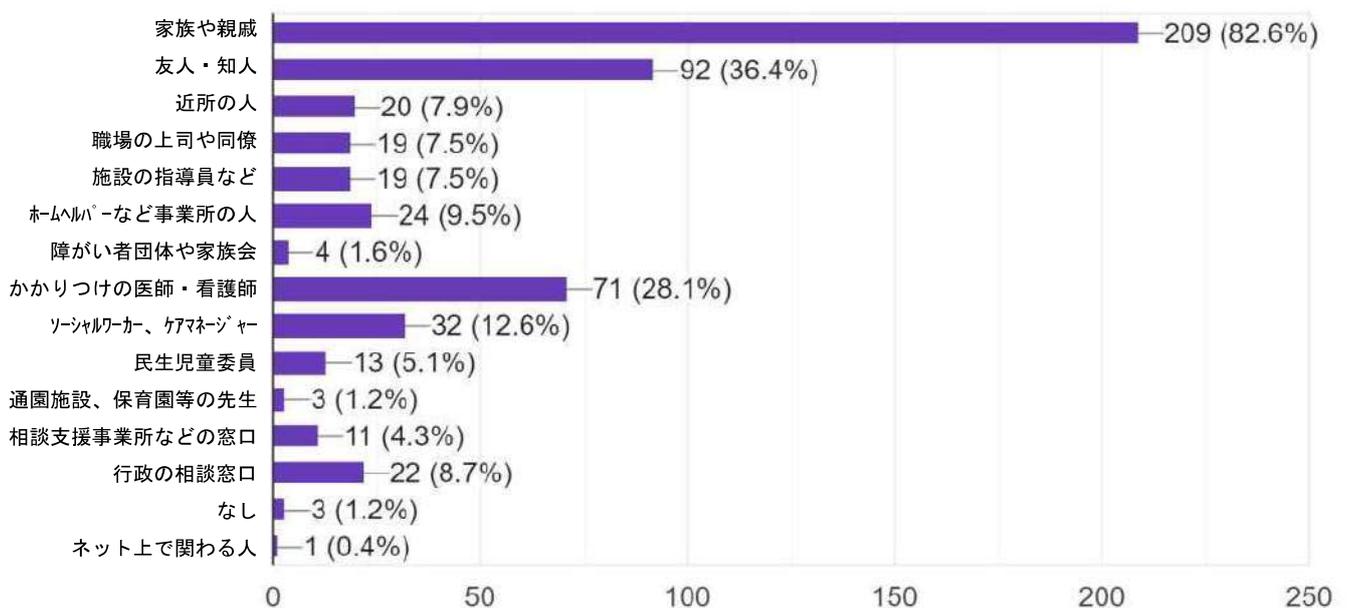
253 件の回答



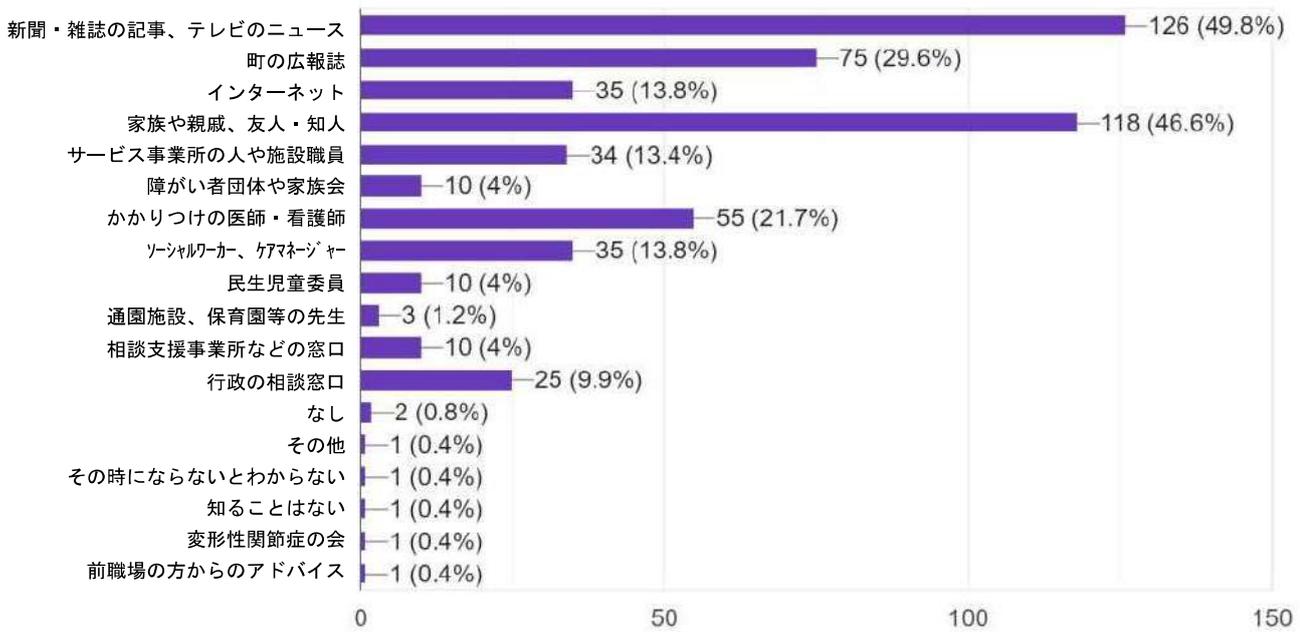
区分1	1人 (3.2%)
区分2	4人 (1.6%)
区分3	2人 (0.8%)
区分4	4人 (1.6%)
区分5	4人 (1.6%)
区分6	1人 (0.4%)
受けていない	235人 (92.9%)

## あなたは、普段悩みや困ったことをどなたに相談しますか

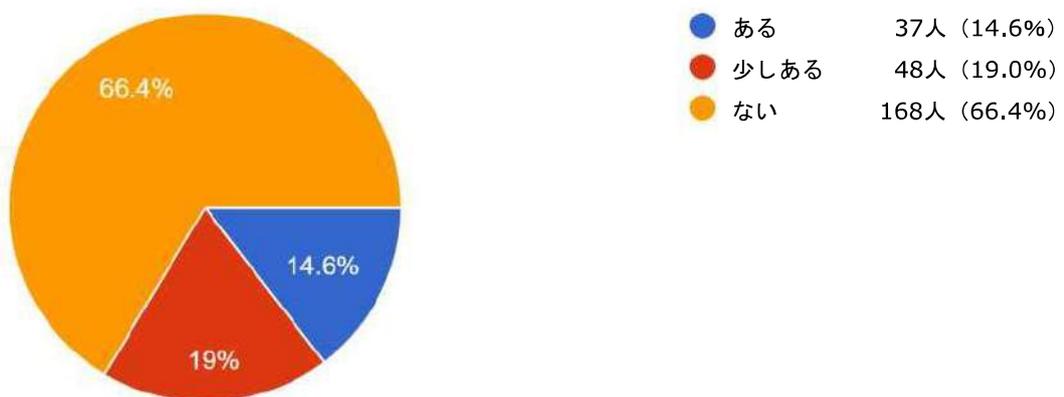
253 件の回答



あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか  
253件の回答

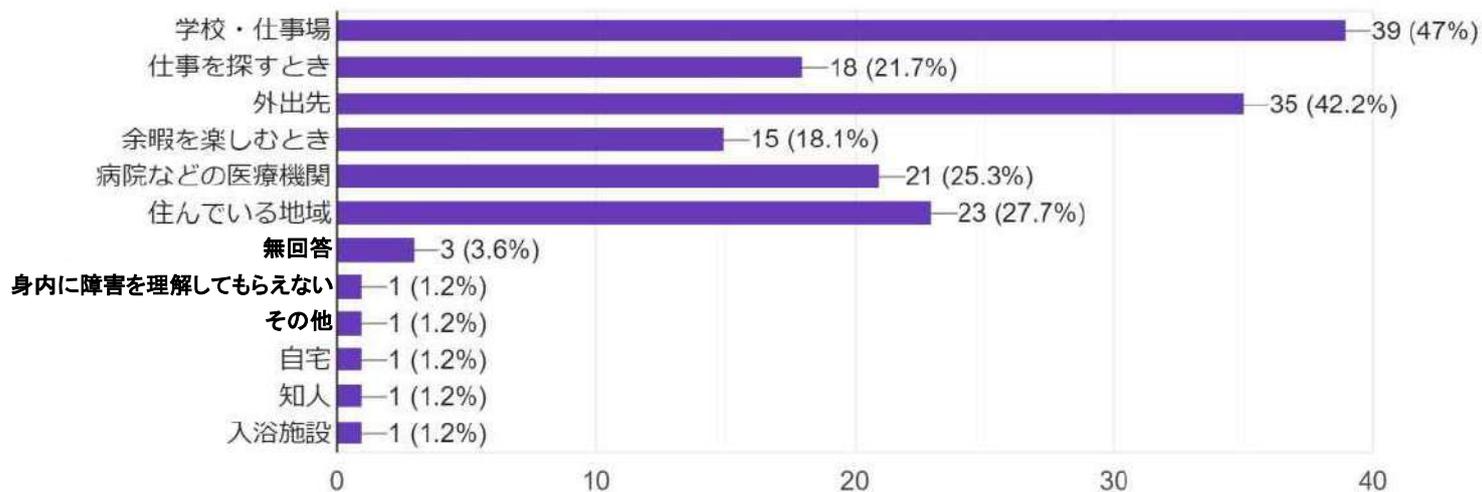


あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか  
253件の回答



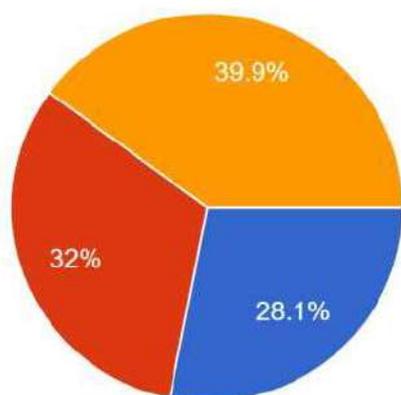
## どのような場所で差別やいやな思いをしましたか

83 件の回答



## 成年後見制度について知っていますか

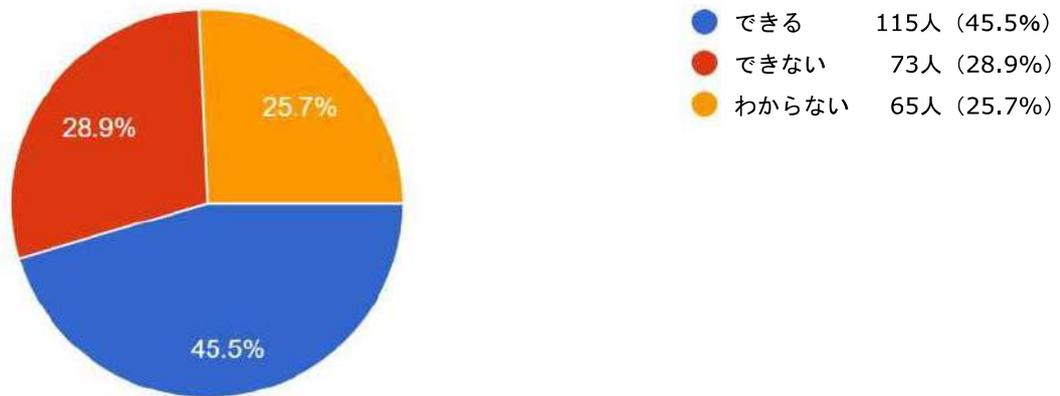
253 件の回答



- 名前・内容を知っている 71人 (28.1%)
- 名前は知っているが、内容は知らない 81人 (29.7%)
- 名前も内容も知らない 101人 (39.9%)

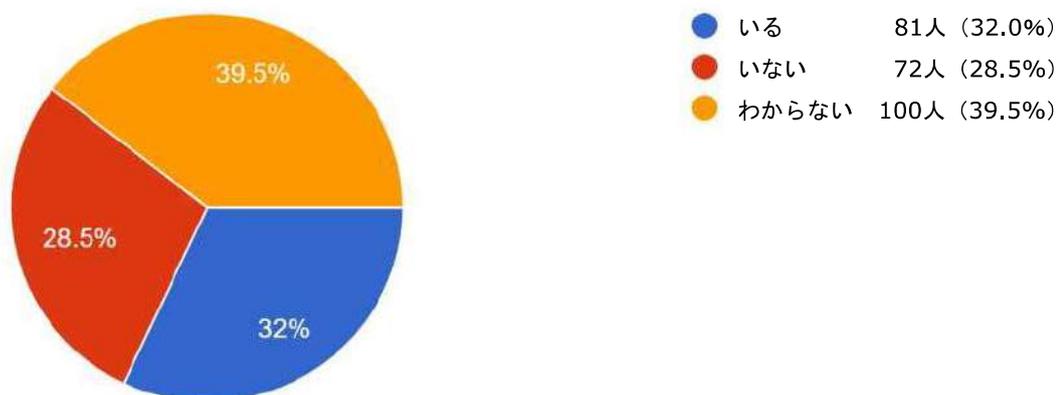
あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか

253 件の回答



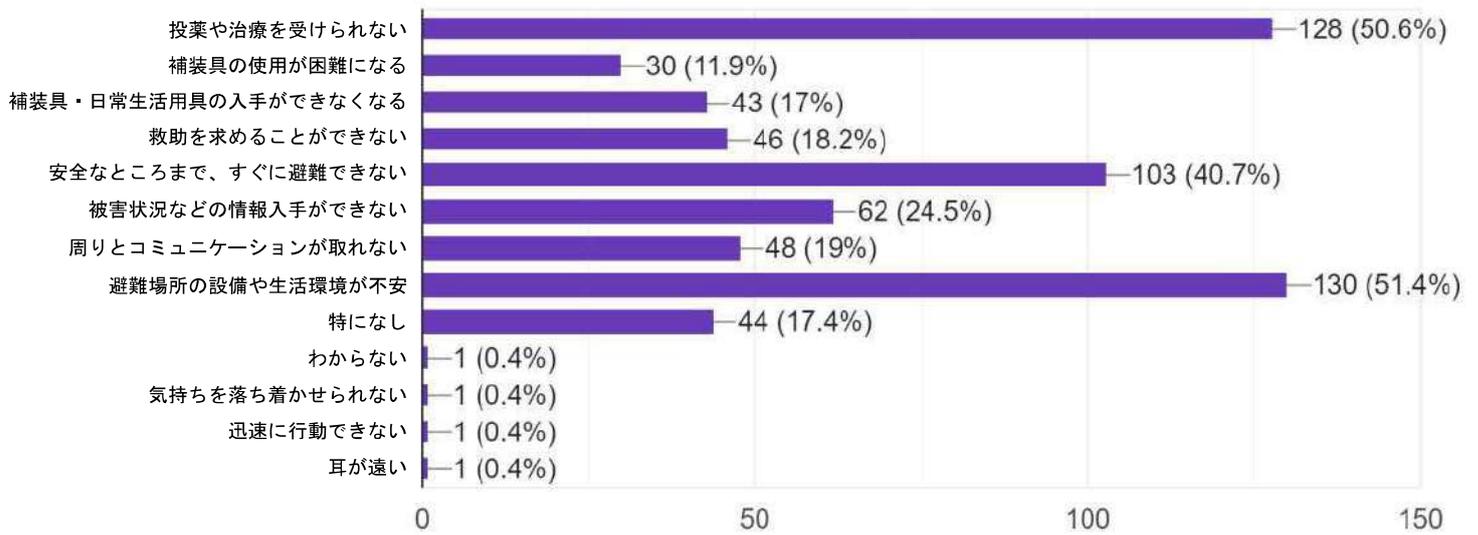
家族が家にいない場合、ひとり暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか

253 件の回答



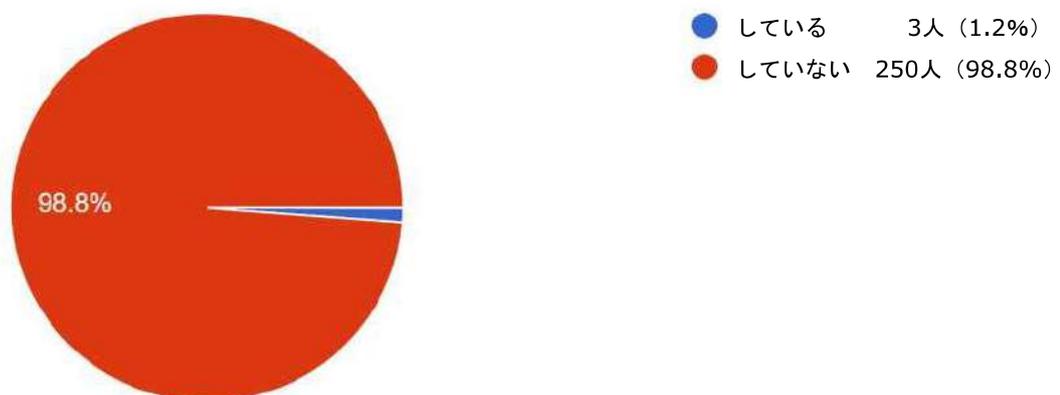
## 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか

253 件の回答



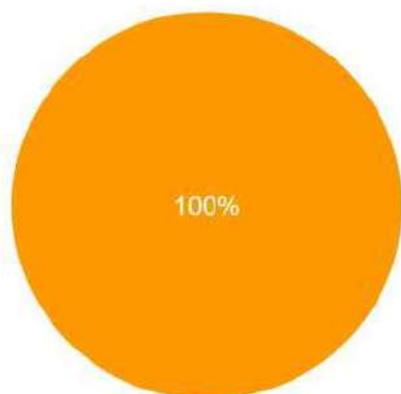
## あなたは今、通園・通学していますか

253 件の回答



## 通園・通学しているところはどこですか

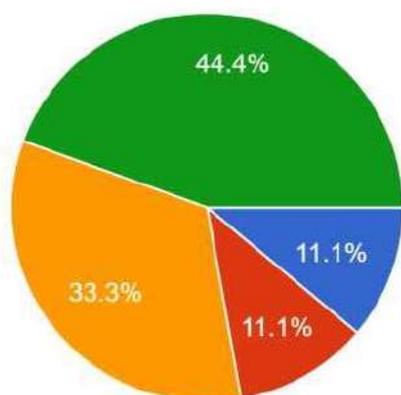
3件の回答



保育園・幼稚園	0人 (0%)
小中学校・高校（普通学級）	1人 (0%)
● 小中学校（特別支援学級）	3人 (100.0%)
特別支援学校（小中高等部）	0人 (0%)
大学・専門学校	0人 (0%)

## 障害のある児童・生徒が通園・通学するときの望ましい環境を選んでください

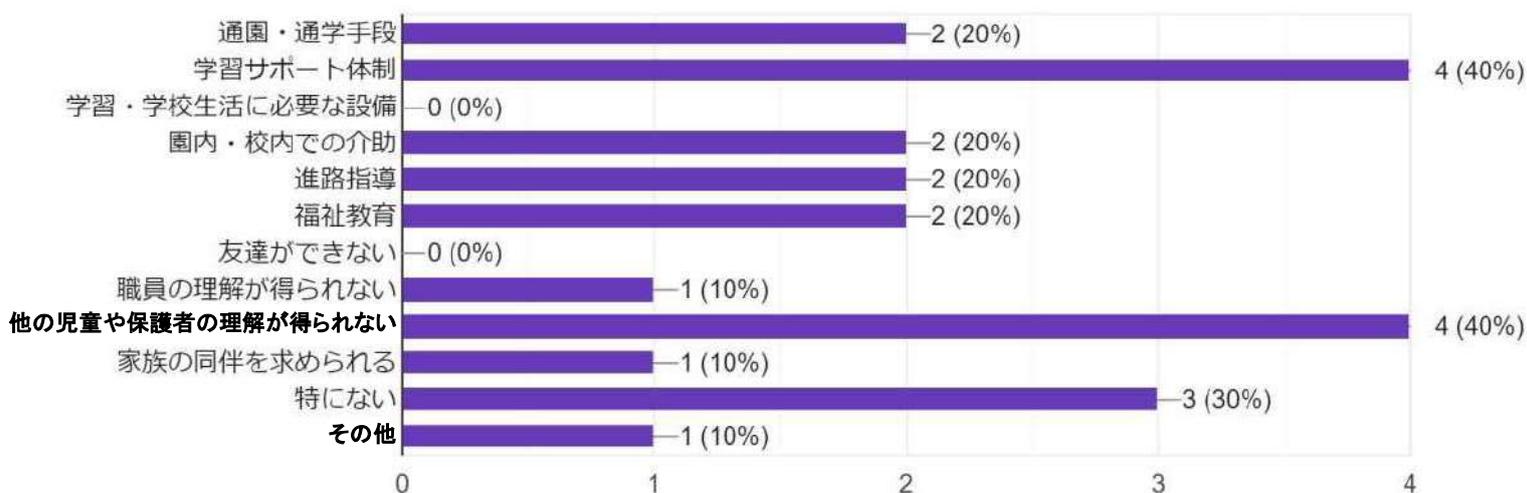
9件の回答



● 普通学校で他の生徒と同程度のサポートを受けられる	1人 (11.1%)
● 特別支援学級で専門的なサポートを受けられる	1人 (11.1%)
● 特別支援学校で専門的なサポートを受けられる	3人 (33.3%)
● わからない	4人 (44.4%)

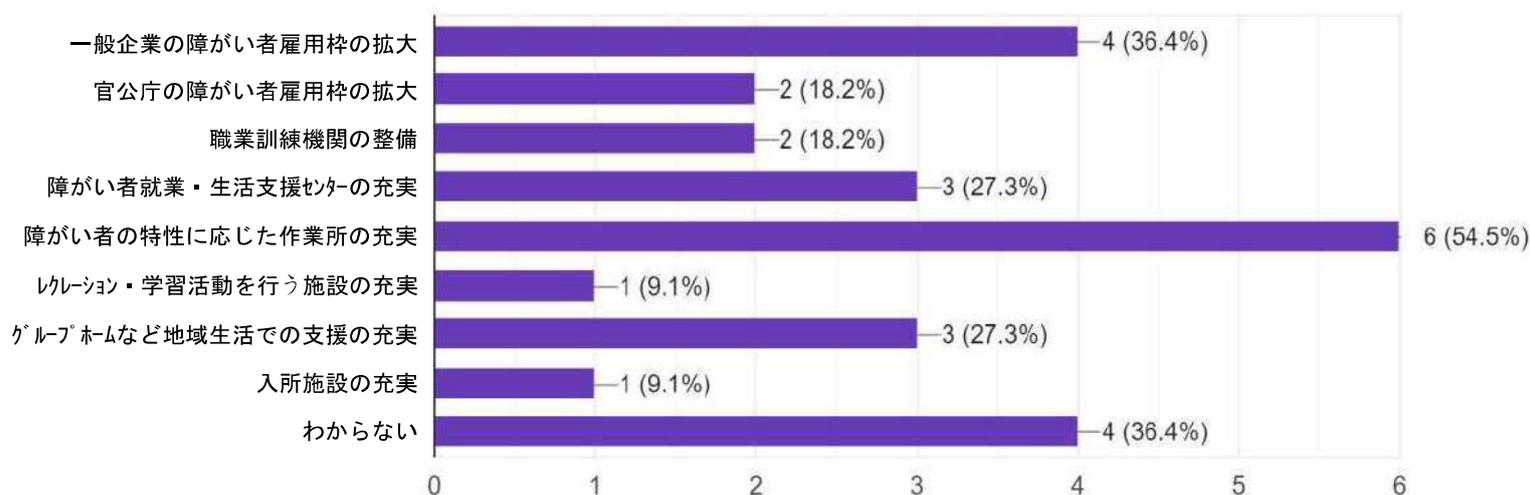
## 学校などで困ることや足りないと思うことは何ですか

10件の回答

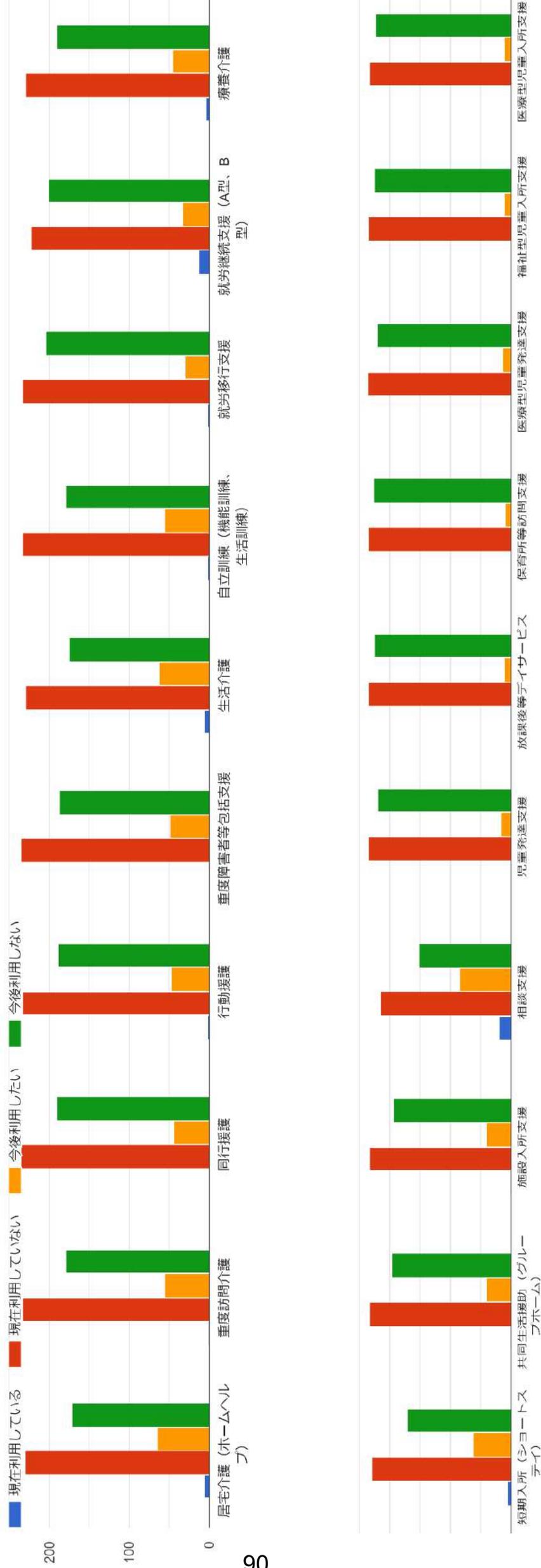


## 学校での教育が終わった後、望むことを教えてください

11件の回答



あなたは次のサービスを利用していますか。また今後利用したいと考えますか。「現在の利用」と「今後の利用」についていずれも回答してください



## 【自由意見】

### 支援体制

- 障がい者として働くのにあたり、企業説明などを受けたい。
- 現在は親と同居しており、生活上・金銭上或いは災害時の対応等、何も困ることはありませんが、親が亡くなった場合の行く末が心配です。
- 斜里町の学校の支援体制があまり良くないと感じる。
- 支援を受けながら、自分の特技を活かせる仕事をしてみたい。
- 自分たちの将来を良くしてほしい。
- 障がい者が安心して働ける場所がほしいです。

### 福祉サービス

- A型・B型事業所をもっと増やしてほしい。
- 今は両親が元気でウトロで一緒に暮らしてはいるけど、将来両親がいない状況になった時、困らないようにウトロでも障がい福祉サービスが受けられるようになれば良いと思います。
- ウトロにグループホームみたいなところがあれば安心です。
- 大人の自閉スペクトラム症等、「大人の発達障がい」を持つ者達の居場所として、福祉施設等の整備が望まれる。
- 斜里町で障がい福祉サービスに関する情報が少なく、なかなか相談しにくい状況です。介護サービスを受けたくても、人員不足で縮小している現状であり、ショートステイできる施設にも限りがあります。

### その他サービス

- 透析を受けるのに病院に通っているが交通費がかかりすぎる。考えてほしい。
- 長距離バスでも車イスで乗れるようにしてほしい。
- 足が悪いのでハイヤーを使いたいのですが、1年に48枚頂いているのですが、少し足りないようです。それと、ワンメーターだけなので結構お金かかります。障がい者には大変です。
- 障がい者の買物や病院などの交通が不便。小さな障がいでも役場や銀行などの用事で使うハイヤーが不便。
- 病院に通院する手段が自家用車しかなく、JRでは階段があり一人では通えない。バスは網走までの直通がない。斜里町として、バスを運行してほしい。
- 冬の道路が悪い尾でタクシー券をもう少し欲しい。
- 病院への通院費の援助があるとうれしい。

### 障がいに関する理解

- 精神障がいについて理解を深めてほしいと思います。
- 障がいのある人の生活を考えてもらえたらうれしい。
- 障がい者がもっと住みやすい街にしてほしい。
- 健常者の人に障がいを理解してほしいです。
- ウトロで理解のある職場で仕事をしながら生活したいです。
- 企業の障がい者雇用に対する理解がない。身体なら雇用を検討するが、精神の場合は難色を示された。一般事務職を希望したが、運転免許がないと受け入れられないと断られたことがある。福祉サービスを受ける場合、難しい言葉を並べ立て余計に理解を困難とさせているように感じる。雇用に障がい者枠があるはずなのに、その中でも障がいの差別をされるという現状。行政の指導が行き届いていない結果ではないでしょうか。小さな町だからこの程度で良いではなく、雇用枠の拡大・企業への理解等の改革を求めます。この声が行政に届き、障がい者であっても前を向いて生活ができるようになることを願います。

### 高齢者関係

- 大人の発達障がいを持つ者との親子が生活できるサ高住等の建設費を補助し、障がい者福祉環境を整備することで、高齢者・障がい者が安心して住み続けていける「斜里町」、住んでいてよかったマチ「斜里町」を目指してほしい。
- 他の地域に行くためには、高齢者は交通機関を選ぶのが大変。駅は階段が長く、時間も本数がない。バスも本数がなく利用できない。(自家用車で行けない高齢者はどうすればいいのか…)
- 老化社会が来ています。70代～80代、そして90代～と健康な体力を保てる老人が少なく、しかも脳梗塞等の不安を抱える世代が増々多くなっています。町長公約の「町民温浴施設」は実現させてほしいものの第一です。老人病発症後のリハビリに必要な温泉施設に機能回復の為に人的配置された安心して住める環境を望みます。

### その他

- 年齢とともに身体のあちこちに障がいを抱えていますが、現在は自分で車を運転して通院ができています。まだ、運転に不安を感じることはほぼありませんが、いずれ返納も考える時が来ると思うので、そのことを考えると福祉サービスや行政を頼りにする事になるだろうと考えています。
- 在宅で暮らしたい人々に寄り添って頂けていますが、介護職員不足により斜里町で暮らすことが障がい者も高齢者も厳しくなっているように思います。町長が代わり、どこまで医療・介護・福祉が充実するのか期待します。「斜里を再び元気に」の公約、しっかりお願い致します。

- 障がい者と言っても、年齢や障がいの不自由さ（身体機能能力など）は様々なので、アンケート内容に答えきれない項目が多くありました。今回のアンケートが集計される時、自分がどれだけ有効な情報（実態）になるのか少し疑問を感じました。今回のアンケートを通して、行政の持つ福祉サービスの情報と周知、そして当事者のニーズを把握しようということもわかりました。全て行政が担うのではなく、障がい者当事者の会などを活用・支援していくことも有効かと思います。
- 係の人達の大変なことも少しはわかりますが、少しでも心配りを大切にして頂きたいです。ありがとうございます。
- 他の地域に出なくとも行政・福祉・仕事・施設など暮らしやすい斜里町であってほしいと思います。
- 現在、障がい者団体に加入していますが、会員の減少で会が存続するのが困難になっています。行政の窓口で障がい者が相談に来た時に、こういう団体があるとのことを伝えてほしい。個人では個人情報云々で話ができないのでよろしくお願い申し上げます。

斜里町内障がい福祉関連事業所一覧

資料 7

令和 5年 4月 1日現在

No.	事業所名	サービス種類	所在地	電話番号	法人名
1	斜里町社協ヘルパーステーション	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	斜里町文光町5 2番地1 7	0152-23-4704	社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会
2	斜里デイサービスセンター	生活介護	斜里町青葉町40番地	0152-23-2013	社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会
3	ウトロデイサービスセンター	生活介護	斜里町ウトロ香川1番地	0152-22-5100	社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会
4	日の出学園	生活介護・施設入所・短期入所 移動支援	斜里町字峰浜1 10番地11	0152-28-2026	社会福祉法人 斜里福祉会
5	多機能型ワークセンター青葉	生活介護・就労継続支援B型	斜里町青葉町41番地	0152-23-6556	社会福祉法人 斜里福祉会
6	共同住居事業所ブーケ	共同生活援助	斜里町青葉町41番地	0152-23-6556	社会福祉法人 斜里福祉会
7	相談支援事業所ゆい	計画相談支援・障害児相談支援	斜里町青葉町41番地	0152-23-6556	社会福祉法人 斜里福祉会
8	ワンステップ	就労継続支援A型	斜里町朝日町22番地15	0152-23-0772	株式会社 リーチアウト
9	知床どんぐりの家	就労継続支援B型・移動支援	斜里町朝日町7番地9	0152-23-0640	特定非営利活動法人 知床みさきの風
10	ひとり窓共同作業所	就労継続支援B型	斜里町文光町26番地	0152-26-8668	特定非営利活動法人 ひどり窓
11	相談室ともに	計画相談支援・障害児相談支援	斜里町青葉町28番地8	0152-23-7090	株式会社 ゆう悠
12	斜里地域子ども通園センター	児童発達支援・障害児相談支援	斜里町本町43番地1	0152-23-6418	斜里町
13	放課後等デイサービスわたぼうし	放課後等デイサービス	斜里町朝日町39番地5	0152-26-7302	株式会社 慈光

令和 6 年 1 月 22 日

斜里町自立支援協議会  
会長 林 宏樹 様

斜里町長 山 内 浩 章



第 7 期斜里町障がい者計画・斜里町障がい福祉計画  
・第 3 期斜里町障がい児計画の策定について（諮問）

令和 6 年度を始期とする「第 7 期斜里町障がい者計画・斜里町障がい福祉計画・第 3 期斜里町障がい児計画」（案）を、別冊のとおり諮問いたします。

障害者基本法等に基づき計画は 3 年を 1 期として作成することとしており、第 7 期斜里町障がい者計画・斜里町障がい福祉計画・第 3 期斜里町障がい児福祉計画を一本化して策定致します。

つきましては、各計画の改定に関する事項をご審議のうえ、令和 6 年 2 月 9 日までに答申を賜りたく、斜里町自立支援協議会の各委員からの意見を求めますので、何卒宜しくお願ひ申し上げます。

令和 6 年 2 月 9 日

斜里町長 山 内 浩 彰 様

斜里町自立支援協議会  
会長 林 宏 樹

第 7 期斜里町障がい者計画・斜里町障がい福祉計画  
・第 3 期斜里町障がい児計画について（答申）

1 月 22 日付で諮問（案）を受けた「第 7 期斜里町障がい者計画・斜里町障がい福祉計画・第 3 期斜里町障がい児計画」について、斜里町地域自立支援協議会要綱第 2 条に規定する協議を行った結果、別冊のとおり計画（案）を策定したので答申します。



.....

**第 7 期 斜里町障がい者計画・斜里町障がい福祉計画**  
**第 3 期 斜里町障がい児福祉計画**

令和6年3月

発行・編集 斜里町民生部地域福祉課

〒099-4117 北海道斜里郡斜里町青葉町 40 番地 2

TEL 0152-22-2500 FAX 0152-23-6670

.....